

岩内町過疎地域持続的発展市町村計画 (案)

令和3年度～令和7年度

北海道岩内郡岩内町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 岩内町の概況	1
(2) 岩内町における人口及び産業の推移と動向	7
(3) 岩内町の実財政の状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	16
・ 移住・定住	16
・ 地域おこし協力隊	16
・ 地域間交流	16
・ 広域連携	17
・ 地域に求められる人材の育成	17
・ ふるさと納税の推進	17
(2) その対策	18
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	22
・ 水産業	22
・ 農業	23
・ 商工業	24
・ 観光	26
・ 公園・緑地	27
・ 港湾	28
・ 深層水利活用の推進	28
(2) その対策	29
(3) 計画	35
(4) 産業振興促進事項	39
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	40
・自治体DXの推進	40
・マイナンバーカードの普及	40
・スマートシティ実現に向けた環境整備	41
(2) その対策	42
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	45
・広域交通アクセス	45
・道路	46
・海岸保全	47
(2) その対策	48
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	52
・上水道	52
・下水道	53
・環境対策	53
・ごみ対策	54
・火葬場	55
・公営住宅	55
・耐震化の促進	55
・消防・救急体制	56
・防災・危機管理	56
・生活安全	57
(2) その対策	58
(3) 計画	66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	69
・子育て環境の確保	69
・高齢者の保健・福祉	70
・障がい者（児）福祉	71
・健康の保持・増進	71
(2) その対策	72
(3) 計画	77
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	79
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	80
・医療対策	80
(2) その対策	80
(3) 計画	81
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	81
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	82
・学校教育	82
・社会教育・青少年	84
・スポーツ	84
(2) その対策	85
(3) 計画	88
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	90
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	91
・土地利用計画	91
(2) その対策	92
(3) 計画	93
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	93

11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	94
・芸術・文化活動	94
(2) その対策	94
(3) 計画	95
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	95
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	96
・再生可能エネルギー	96
(2) その対策	96
(3) 計画	97
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	97
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	98
・協働のまちづくり	98
・男女共同参画社会の推進	98
(2) その対策	98
(3) 計画	99
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	99

1 基本的な事項

(1) 岩内町の概況

ア 岩内町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道の道央圏後志管内の南西部に位置し、東西 12.8 km、南北 9.9 km、総面積は 70.60 km²です。

地勢的には、北は岩内湾を介して積丹半島、西は日本海、南は岩内岳やニセコ連峰の山並みが連なり、東は共和町と一体的な岩内平野を擁しています。また、国道 229 号を軸に商店街や住宅街が形成され、その外周部には農業・観光ゾーンが形成されています。

特に、南西部の雷電海岸から岩内岳にかけては、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、岩内岳山麓の円山地区を含め、豊富な温泉資源にも恵まれた景勝地となっています。

気候は、平成 27 年の年間平均気温が 9.7℃、最高気温が 30.1℃、最低気温が -9.7℃となっており、日本海沿岸部としては概ね温暖です。

年間雨量は 680 mm とさほど多くはないものの、冬期には北西からの強い季節風が吹きます。

宝暦元年（1751 年）、運上屋による岩内場所請負人制度を経て、明治 33 年に一級町村制の施行により岩内町が誕生しました。

その後、昭和 30 年には島野村と合併し、現在に至っています。

本町は、昭和 29 年の大火により市街地の 3 分の 2 を焼失しましたが、大火直後からの土地区画整理事業の実施により現在の都市形成の基礎が作られました。

地域発展の基礎となる交通は、積丹半島を回る国道 229 号、札幌・小樽方面や国道 5 号へと向かう国道 276 号が走り、また、道道岩内洞爺線によりニセコ圏と結ばれています。

鉄道は、旧国鉄函館本線に接続する岩内線が大正元年に開通し、地域の発展に大きく貢献しましたが、昭和 60 年に廃止となりました。

その後、路線バスが地域公共交通の要となり、現在は札幌との都市間高速バスをはじめ、計 4 路線が運行されています。また、平成 28 年 10 月より町内を循環するコミュニティバス「ノッタライン」が本格運行を開始しています。

岩内港は明治 40 年に起工されてから整備を重ね、昭和 28 年 3 月には地方港湾の指定を受けました。

平成 2 年には、新潟県直江津港との間に大型フェリーが就航したものの、平成 11 年から運行を休止し、その後、平成 19 年に航路廃止となっています。

また、平成 27 年には、新役場庁舎及び保健センターでの業務が開始され、「誰もが利用しやすい庁舎」、「防災拠点としての役割を果たす庁舎」、「機能性・効率性を重視する庁舎」、「省資源・省エネルギー対策など環境に配慮する庁舎」をコンセプトに整備されています。

イ 岩内町における過疎の状況

①人口等の動向

本町の人口は、島野村と合併した昭和30年以降、ほぼ25,000人前後で推移していましたが、昭和50年の25,823人（国勢調査）をピークに減少に転じ、直近の平成27年の13,042人と比較すると、12,781人、49.5%の減少となっています。（資料-1）

減少の要因としては、急速に進んだ少子高齢化や産業面の停滞が主なものと考えられますが、「産業別就業者数」（国勢調査）の昭和50年から平成27年までの40年間の変化（資料-2）をみると、次のとおりになっています。

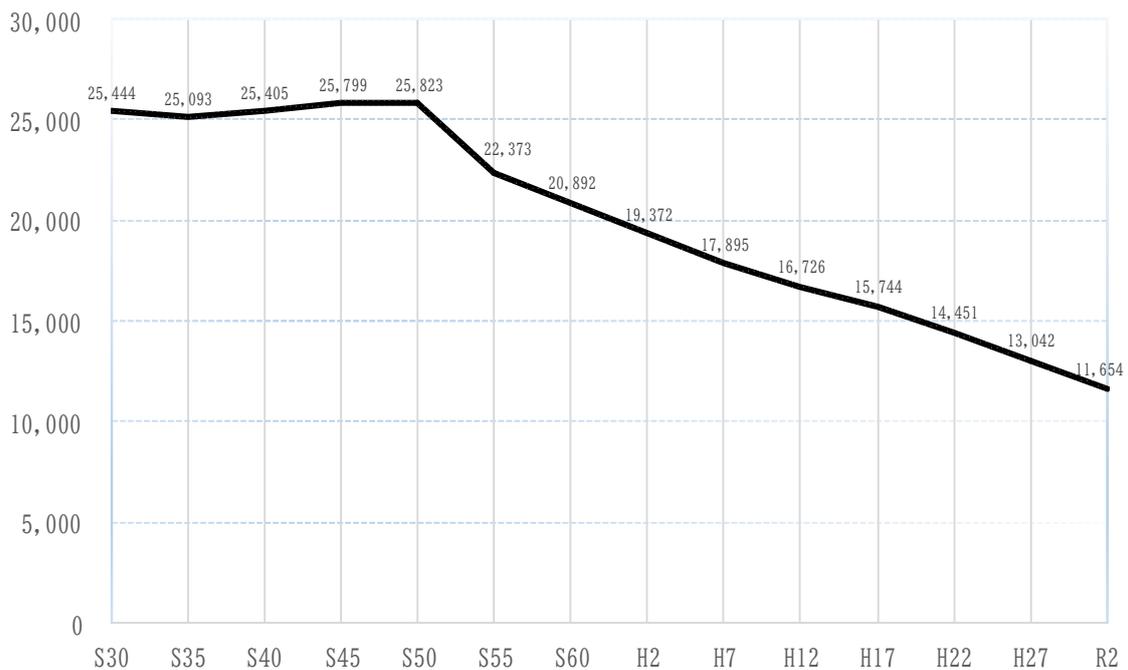
- ・ 第一次産業の就業者数が88.2%の減少と大きく変化。
特に、「漁業従業者」は、昭和50年の1,463人が平成27年には82人となり、94.4%もの大幅な減少。
- ・ 第二次産業は、45.2%の減少。「製造業」は55.2%の減少。
- ・ 第三次産業は、36.0%の減少。「卸売・小売業飲食店」は44.7%の減少。

産業別の就業者数の推移から判断すると、町の基幹産業であった漁業の不振が他の産業に大きな影響を与え、地域経済が停滞する中で現役世代の流出を招き、人口の減少を引き起こしたのではないかと推測されます。

また、こうした現象のほかに、少子高齢化、若年層の都会志向、隣町への住宅地の移動も大きな要因と考えられます。

●資料-1 人口の推移（国勢調査）

（単位：人）



注1) 令和2年の人口は、令和2年国勢調査人口速報集計の値（R3.6.25時点）

●資料－２ 産業別就業者の推移（国勢調査）

上段：実数（人） 下段：構成比（％）

区 分		昭和50年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年-昭和50年①	①/昭和50年×100	平成27年-平成22年②	②/平成22年×100
国勢調査人口		25,823	15,744	14,451	13,042	△ 12,781	△ 49.5	△ 1,409	△ 9.8
国勢調査世帯数		7,219	6,853	6,555	6,228	△ 991	△ 13.7	△ 327	△ 5.0
大分類	第一次産業	1,840	306	257	217	△ 1,623	△ 88.2	△ 40	△ 15.6
	第二次産業	3,722	2,424	2,031	2,040	△ 1,682	△ 45.2	9	0.4
	第三次産業	6,169	4,665	4,274	3,946	△ 2,223	△ 36.0	△ 328	△ 7.7
	分類不能の産業	8	0	65	78	70	875.0	13	20.0
	合 計	11,739	7,395	6,627	6,281	△ 5,458	△ 46.5	△ 346	△ 5.2
産業別分類・再掲	A 農業	329 2.8	138 1.9	124 1.9	130 2.1	△ 199 △ 0.7	△ 60.5	6 0.2	4.8
	B 林業	48 0.4	8 0.1	5 0.1	5 0.1	△ 43 △ 0.3	△ 89.6	0 0.0	0.0
	C 漁業	1,463 12.5	160 2.2	128 1.9	82 1.3	△ 1,381 △ 11.2	△ 94.4	△ 46 △ 0.6	△ 35.9
	D 鉱業	8 0.1	3 0.0	4 0.1	2 0.0	△ 6 △ 0.1	△ 75.0	△ 2 △ 0.1	△ 50.0
	E 建設業	2,159 18.4	1,577 21.3	1,297 19.6	1,342 21.4	△ 817 3.0	△ 37.8	45 1.8	3.5
	F 製造業	1,555 13.2	844 11.4	730 11.0	696 11.1	△ 859 △ 2.1	△ 55.2	△ 34 0.1	△ 4.7
	G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	51 0.4	47 0.6	62 0.9	94 1.5	43 1.1	84.3	32 0.6	51.6
	H 運輸通信業	660 5.6	353 4.8	341 5.1	268 4.3	△ 392 △ 1.3	△ 59.4	△ 73 △ 0.8	△ 21.4
	I 卸売・ 小売業飲食店	2,398 20.4	1,718 23.3	1,556 23.5	1,326 21.1	△ 1,072 0.7	△ 44.7	△ 230 △ 2.4	△ 14.8
	J 金融・保険業	192 1.7	144 1.9	130 2.0	107 1.7	△ 85 △ 0.0	△ 44.3	△ 23 △ 0.3	△ 17.7
	K 不動産業	37 0.3	17 0.2	56 0.8	54 0.9	17 0.6	45.9	△ 2 0.1	△ 3.6
	L サービス業	2,510 21.4	2,060 27.9	1,443 21.7	1,417 22.6	△ 1,093 1.2	△ 43.5	△ 26 0.9	△ 1.8
	M 公務 (他に分類されないもの)	321 2.7	326 4.4	310 4.7	314 5.0	△ 7 2.3	△ 2.2	4 0.3	1.3
	N 分類不能の産業	8 0.1	0 0.0	65 1.0	78 1.2	70 1.1	875.0	13 0.2	20.0

資料：国勢調査

②これまでの対策

平成 21 年度に策定した「新たな岩内町総合計画」に基づき、「経済的な豊かさと心の充実が得られるまち」を目指し、「協働のまちづくり」を展開してきました。

この計画での協働については、住民と行政が情報を共有し、お互いの理解と信頼のもとでまちづくりの目標を共有し、役割を分担しながら協力してまちづくりを進めていくことを基本とし、これまで整備を進めてきた産業基盤・施設を含め、少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活できるまちづくり、地域資源の再確認・再活用によるまちづくりを主眼に置いて取り組んできました。

過疎対策については、平成 8 年の過疎地域指定に伴う岩内町過疎地域活性化計画の策定以後、平成 28 年に策定した岩内町過疎地域自立促進市町村計画により、地域活性化施策を推進してきました。

これにより、水産業など地場産業の活性化や観光産業の振興が図られたとともに、道路や下水道、福祉施設等の整備が順次、進められてきたところです。

③現在の課題

北海道の人口の動向については減少傾向にあり、特に地方の町村部では人口の減少が著しく、依然として厳しい状況が続いています。本町も例外ではなく、「国立社会保障・人口問題研究所」が発表した 2040 年の推計人口は 6,784 人と将来消滅の可能性がある自治体に該当するとされており、人口の減少に歯止めがかからない状況にあります。

④今後の見通し

現在も人口の減少が続いている現状ですが、令和 3 年度に策定された町の最上位計画である「岩内町総合振興計画」に基づき、今後 10 年間に於いて「健やかなまちづくり」を基本理念とした各種施策に取り組み、町民が住みやすく、他の地域からも訪れやすいまちを目指すことで、移住・定住の促進や関係人口の創出、郷土愛の醸成等に繋げ、人口減少の抑制を図ります。

また、国が示した長期ビジョンや総合戦略に基づき策定された、第 2 期岩内町人口ビジョン・総合戦略に基づき、長期的な施策を取り組んでいくことで、活力ある地域づくり、まちづくりに繋げ、人口減少を少しでも抑えていきます。

特に、地域特性や資源を活かした産業・観光による地域の雇用を創出し、住みやすく子育てをしやすい環境づくり等に取り組めます。

また、防災・減災対策、産業の発展や地域の振興等「安全・安心なまちづくり」を推進する上で高規格幹線道路をはじめとする道路網の形成は、必要不可欠となっています。特に、都市部の 2 次、3 次医療施設への搬送時間の短縮など、患者の負担軽減を図るため、高速交通網の形成は重要となっています。

北海道新幹線については、早期完成が必須であり、当町の観光活性化・交流人口を拡大するための二次交通の充実が大きな課題であります。

財政運営については、安定した財源確保が依然として厳しい状況にありますが、今後も国や北海道の動向を十分注視しつつ、計画的かつ健全な行財政運営が求められます。

ウ 岩内町の社会経済的発展の方向の概要

本町は漁業を基幹産業として発展してきた町ですが、別表の「国勢調査人口及び産業別就業者数の推移－①②」（資料－3、4）のとおり、昭和50年と平成27年を比較すると、漁業を主体とする第一次産業が88.2%減と大幅に減少していることに比べ、第二次産業・第三次産業はそれぞれ45.2%、36%と減少率が小さくなっています。

また、町内の居住地は、都市計画用途地域内がほとんどであるため、コンパクトな市街地が形成されており、従来から独立した商業圏を構成し、医療・文化面等の都市的施設の集積と合わせ、南後志地域の中心的な地方都市として発展してきました。

今後は、岩内町総合振興計画に基づいて地域の特性を活かした産業・観光による活力ある地域づくりや安心して子育てをできる環境づくりを進めていきます。

●資料－3 国勢調査人口及び産業別就業者数の推移 (①実数)

(単位：人)

区 分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
国勢調査人口	25,799	25,823	22,373	20,892	19,372	17,895	16,726	15,744	14,451	13,042
国勢調査世帯数	6,737	7,219	7,254	7,232	7,201	7,069	6,969	6,853	6,555	6,228
大分類	第一次産業	2,352	1,840	1,362	984	681	470	355	257	217
	第二次産業	3,270	3,722	3,201	3,161	3,471	3,256	3,014	2,424	2,040
	第三次産業	5,806	6,169	5,510	5,439	5,207	5,121	4,705	4,665	4,274
	分類不能の産業	9	8	6	6	2	0	2	0	65
	合 計	11,437	11,739	10,079	9,590	9,361	8,847	8,076	7,395	6,627
A 農業	598	329	216	250	218	193	162	138	124	130
B 林業	62	48	50	36	34	23	14	8	5	5
C 漁業	1,692	1,463	1,096	698	429	254	179	160	128	82
D 鉱業	20	8	10	10	3	9	4	3	4	2
E 建設業	1,936	2,159	1,809	1,788	2,032	1,984	2,009	1,577	1,297	1,342
F 製造業	1,314	1,555	1,382	1,363	1,436	1,263	1,001	844	730	696
G 電気・ガス・熱供給・水道業	31	51	75	45	55	43	44	47	62	94
H 運輸通信業	642	660	626	632	606	540	457	353	341	268
情報通信業								9	13	9
運輸業								344	328	259
I 卸売・小売業飲食店	2,473	2,398	2,204	2,195	1,887	1,845	1,681	1,718	1,556	1,326
卸売・小売業								1,210	1,063	864
飲食店・宿泊業								508	493	462
J 金融・保険業	178	192	229	222	234	226	174	144	130	107
K 不動産業	31	37	18	11	12	14	16	17	56	54
L サービス業	2,123	2,510	2,001	1,990	2,050	2,121	1,979	2,060	1,443	1,417
医療・福祉								572	637	670
教育・学習支援								254	217	175
複合サービス事業								126	92	119
サービス業 (他に分類されないもの)								1,108	497	453
M 公務(他に分類されないもの)	328	321	357	344	363	332	354	326	310	314
N 分類不能の産業	9	8	6	6	2	0	2	0	65	78

資料：国勢調査

●資料－4 国勢調査人口及び産業別就業者数の推移 (②構成比)

(単位：人、%)

区 分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
国勢調査人口(実数)	25,799	25,823	22,373	20,892	19,372	17,895	16,726	15,744	14,451	13,042
国勢調査世帯数(実数)	6,737	7,219	7,254	7,232	7,201	7,069	6,969	6,853	6,555	6,228
大分類	第一次産業	20.5	15.7	13.5	10.2	7.2	5.3	4.3	4.2	3.9
	第二次産業	28.6	31.7	31.7	33.0	37.1	36.8	37.3	32.7	30.6
	第三次産業	50.8	52.5	54.7	56.7	55.6	57.9	58.3	63.1	64.5
	分類不能の産業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.0
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 農業	5.2	2.8	2.1	2.6	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	2.1
B 林業	0.5	0.4	0.5	0.3	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
C 漁業	14.8	12.5	10.9	7.3	4.6	2.9	2.2	2.2	1.9	1.3
D 鉱業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
E 建設業	16.9	18.4	17.9	18.7	21.7	22.4	24.9	21.3	19.6	21.4
F 製造業	11.5	13.2	13.7	14.2	15.4	14.3	12.4	11.4	11.0	11.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.3	0.4	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.9	1.5
H 運輸通信業	5.6	5.6	6.2	6.6	6.5	6.1	5.7	4.8	5.1	4.3
情報通信業								0.1	0.2	0.1
運輸業								4.7	4.9	4.1
I 卸売・小売業飲食店	21.6	20.4	21.9	22.9	20.1	20.8	20.8	23.3	23.5	21.1
卸売・小売業								16.4	16.0	13.8
飲食店・宿泊業								6.9	7.5	7.4
J 金融・保険業	1.5	1.7	2.3	2.3	2.5	2.6	2.2	1.9	2.0	1.7
K 不動産業	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.8	0.9
L サービス業	18.6	21.4	19.9	20.7	21.9	24.0	24.5	27.9	21.7	22.6
医療・福祉								7.8	9.6	10.7
教育・学習支援								3.4	3.3	2.8
複合サービス事業								1.7	1.4	1.9
サービス業 (他に分類されないもの)								15.0	7.5	7.2
M 公務(他に分類されないもの)	2.9	2.7	3.5	3.6	3.9	3.7	4.4	4.4	4.7	5.0
N 分類不能の産業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.2

資料：国勢調査

(2) 岩内町における人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と今後の見通し

本町の人口の推移を国勢調査（表1-1（1））で見ると、昭和35年から昭和50年までは25,000人台で安定的に推移してきたものの、昭和50年をピークに大きく減少しています。

平成27年とピーク時の昭和50年の比較では、総人口は25,823人から13,042人へと12,781人、49.5%の減少となっており、昭和35年の25,093人との比較においても12,051人、48.0%の減少となっています。

また、年齢別人口について、総人口に対する65歳以上の割合を比較すると、昭和35年に5.1%であったのに対し、昭和50年には8.4%、平成2年には14.2%、平成17年には26.4%、さらに平成27年には33.8%と年々増加しており、高齢化の進展に歯止めのかからない状況にあります。

将来の人口については、少子化や転出超過による減少傾向がこのまま続くものと予想されることから、岩内町総合振興計画及び岩内町総合戦略における雇用対策や子育て環境の充実等の各施策の実施により、減少速度を少しでも緩める対策を行っていきます。

イ. 産業別就業者数の推移

就業者総数は、産業別就業者数の動向を国勢調査（資料-3及び4）で見ると、人口と同じく昭和50年をピークに減少し、平成27年の6,281人まで減少しており、昭和35年の9,234人と比較して32.0%、昭和50年の11,739人と比較して46.5%の減少となっています。

産業別の就業者数比率では、昭和50年には第一次産業が15.7%（1,840人）、第二次産業が31.7%（3,722人）、第三次産業が52.6%（6,169人）でしたが、平成27年には第一次産業が3.5%（217人）、第二次産業が32.5%（2,040人）、第三次産業が62.8%（3,946人）となり、第一次産業が大幅な減少をみせる中、第三次産業の比率が増加しています。

漁業については、昭和50年に12.5%（1,463人）であったものが、平成27年には1.3%（82人）と構成比率・実数とも急激に落ち込んでいます。

その結果、平成27年時点において構成比の大きい産業分野を列举すると、サービス業22.6%、建設業21.4%、卸売・小売業飲食店21.1%、製造業11.1%となり、これら4部門で全体の約80%を占めています。

ウ. 社会動態における推移

社会動態における転出人口は、昭和50年から平成元年までは1,300~1,500人前後の幅で推移してきましたが、平成3年から徐々に減少しており、令和元年では495人となっています。

転入人口は、昭和50年から平成元年までは1,000人前後で推移していましたが、平成2年度以降は800人を下回り、令和元年では343人となっています。

全体としてみると、昭和42年以降は転出人口が転入人口を常に上回る社会減の状況が続いていますが、平成2年の社会減546人を最大値として転入転出の差が年々小さくなっており、令和元年では150人の社会減となっています。

エ. 自然動態における推移

出生数が徐々に減少している一方で、死亡数はほぼ一定に推移している傾向があり、平成6年までは自然増であったものが、平成7年には初めて自然減となり、令和元年には159人の自然減となっております。このことから、今後もさらに自然減が拡大していくものと予想されます。

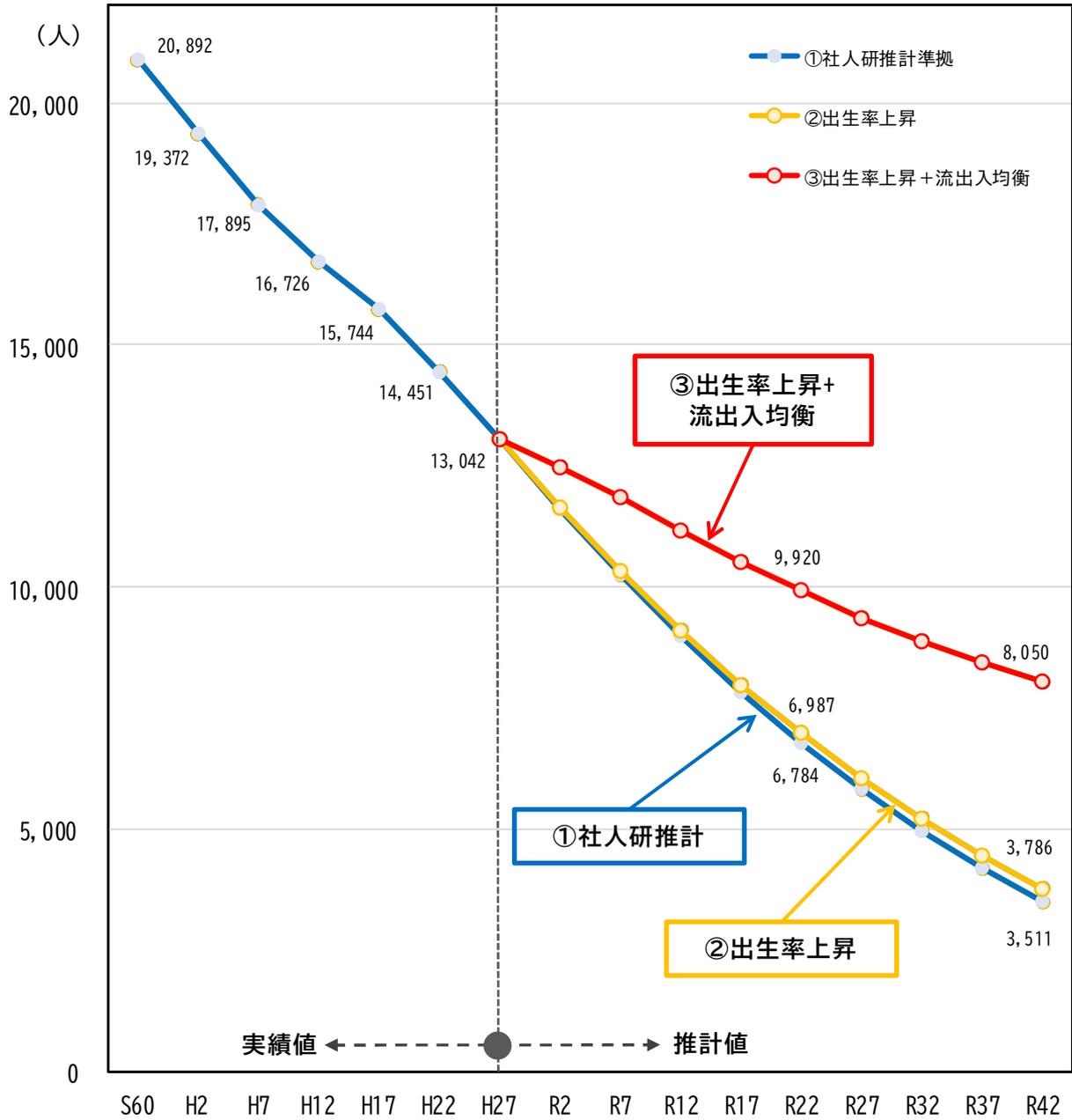
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	25,093	25,823	2.9	19,372	△ 25.0	15,744	△ 18.7	13,042	△ 17.2
0歳~14歳	8,852	6,575	△ 25.7	3,424	△ 47.9	2,113	△ 38.3	1,367	△ 35.3
15歳~64歳	14,952	17,082	14.2	13,197	△ 22.7	9,472	△ 28.2	7,241	△ 23.6
うち 15歳~ 29歳(a)	6,239	6,005	△ 3.8	3,386	△ 43.6	1,896	△ 44.0	1,359	△ 28.3
65歳以上 (b)	1,289	2,166	68.0	2,751	27.0	4,159	51.2	4,408	6.0
(a)/総数 若年者比率	24.9	23.3	-	17.5	-	12.0	-	10.4	-
(b)/総数 高齢者比率	5.1	8.4	-	14.2	-	26.4	-	33.8	-

資料:国勢調査

●表 1-1 (2) 人口の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 岩内町の行財政の状況

ア. 行政の状況

明治33年に一級町村制の施行により誕生した岩内町は、昭和30年の島野村との合併を経て、平成2年12月に共和町との境界変更を行い、現在に至っています。

広域行政については、岩内・寿都地方消防組合（消防事務）、岩内地方衛生組合（し尿処理・じん芥処理）が設立されています。

地域指定では、低開発地域工業開発地区（昭和38年）、振興山村（昭和48年）、特別豪雪地帯（昭和51年）、半島振興対策実施区域（昭和63年）、総合保養地域（平成10年）等の指定を受けています。

イ. 財政の状況

本町の財政運営については、厳しい経済情勢や人口減少等に伴う町税や普通交付税の減少等により、歳入増が見込まれない状況が続いており、町の財政状況を表す実質公債費比率や将来負担比率は北海道の上位に位置するなど、大変厳しい状況となっています。

令和元年度における主な歳入は、地方交付税39.8%、国庫支出金10.8%、道支出金11.3%、地方債7.7%であり、依存財源の占める割合が、依然として高い状況にあります。

また、性質別歳出は、投資的経費10.3%、人件費16.7%、物件費が15.9%、公債費15.5%、扶助費11.8%であり、義務的経費が全体の44.1%を占めています。

今後においては、歳入面で、町の人口減少に伴う経済規模の縮小などによる町税等一般財源縮減の継続、歳出面では、社会保障費の自然増や老朽化した施設の維持補修経費の追加、不可避な大型事業が控えているなど、慎重な財政運営が求められています。

こうした現状から、より明確な事業の優先順位付けを行い、効率的かつ効果的な事業実施を可能とする持続可能な財政運営への転換が急務となっているため、町では、中・長期的な視野に立ち、人口規模に見合った健全な財政運営を実現するため、現実ベースに近い新たな視点での「中長期財政見通し」により、町が進める大型事業の実施の有無や事業規模、実施時期、優先順位等を判断し、計画的かつ健全な財政運営に努めていくこととします。

表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	8,137,363	7,743,986	6,913,057
一般財源	5,902,031	4,404,958	4,292,069
国庫支出金	851,273	770,396	747,554
都道府県支出金	643,556	1,060,564	781,042
地方債	723,539	632,553	533,579
うち過疎対策事業債	94,200	336,800	206,400
その他	16,964	875,515	558,813
歳出総額 B	7,719,810	7,540,345	6,871,228
義務的経費	3,303,318	3,057,139	3,028,411
投資的経費	1,101,906	1,246,383	705,907
うち普通建設事業	(1,045,568)	(1,246,383)	(705,907)
その他	3,314,586	3,236,823	3,136,910
過疎対策事業費	104,812	370,568	287,151
歳入歳出差引額 C (A-B)	417,553	203,641	41,829
翌年度へ繰越すべき財源 D	98,706	84,867	-
実質収支 C-D	318,847	118,774	41,829
財政力指数	0.29	0.30	0.32
公債費負担比率	20.2	18.4	20.0
実質公債費比率	9.2	12.5	15.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.3	90.4	95.3
将来負担比率	125.1	167.9	152.8
地方債現在高	11,352,672	10,126,129	9,938,942

資料：地方財政状況調

ウ. 施設整備水準等の現況と動向

生活基盤であるとともに産業振興の基盤でもある道路に関しては、行政区域内に国道 16.9 km、道道 9.4 km、町道 108 km を有していますが、国道、道道とも舗装率が 100.0% の整備状況であるのに対し、町道は令和 3 年 3 月 31 日現在で舗装率 39.4% に過ぎず、防塵舗装を含めても 69.8% と整備は充分ではありません。

水道事業については、上水道事業の実施により、令和元年度末の給水人口は 10,592 人、水道普及率は 88.0% となっています。普及率はここ数年横ばいの状態であり、今後も同様の傾向が続くと思われまます。

公共下水道については、快適な生活環境の確保や豊かな自然環境づくりを目的に、共和町との合意のもとに広域的な取組を進めており、令和元年度末現在、処理人口は 8,255 人、普及率は 69.9% となっています。また、平成 24 年 3 月には事業計画面積を 258.4 ヘクタールから 344.0 ヘクタールに拡大しています。

公営住宅は、約 5 割が耐用年数を経過しており、老朽化や狭小化に加えて、住環境の悪化等が懸念されています。このため、総合的な需要を把握し、計画的な住替等を行っています。

医療施設については、病院 1 か所、診療所 9 か所、歯科診療所 7 か所が開設されていますが、高度で専門的な医療機関は都市部に集中しており、住民の時間的・経済的な負担が大きくなっています。また、慢性的に医療従事者が不足していることから、地域全体で地域医療を守り、医師等を応援する体制づくりを行う必要があります。

福祉施設については、高齢者、児童、障がい者の各施設が整備されており、関係機関と一層の連携を図りながら、事業展開の充実・強化に努めていく必要があります。

公的な教育施設としては、道立高等学校のほか、町立小学校 2 校と町立中学校 2 校があり、計画的な改修や教員住宅の整備を行っていく予定となっています。また、小中一貫教育の推進や施設一体型義務教育学校導入に向けた協議・検討を行うなど、地域の実情に応じた取組が必要となります。

スポーツ施設としては、運動公園内の野球場、陸上競技場、サッカー・ラグビー場のほか、温水プールやパークゴルフ場があり、また、文化施設としては、文化センター、美術館 2 館（1 館は財団法人）、郷土館などが整備されています。

防災体制は、広報活動として防災行政無線が平成 5 年度に開局し、全戸に戸別受信機が設置されており、平成 26 年度には、デジタル化に伴う親局移設と戸別受信機の更新が完了しています。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）とも接続し、災害時における住民伝達において大きな役割を担っています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	13.1	26.4	30.5	36.6	42.0
舗装率 (%)	10.9	21.4	28.7	33.8	39.0
農道					
延長 (m)	5,527.8	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	9.4	0.0	0.0	0.0	-
林道					
延長 (m)	3,310.8	3,310.8	3,310.8	3,310.8	3,083.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.8	0.8	0.8	0.8	-
水道普及率 (%)	0.0	79.7	83.2	86.1	88.0
水洗化率 (%)	-	6.5	8.6	26.2	41.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	23.6	19.7	15.1	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

岩内町の持続的発展を図るための基本方針は、岩内町総合振興計画（令和3年度～令和12年度）において、「健やかなまちづくり」を目指しており、安定した財政基盤の確立のため、中長期的な視点のもと、人口規模に見合った持続可能な行財政運営を図りながら、少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活ができるまちづくり、地域資源の再確認・再活用による活力あるまちづくりを展開し、各分野でさまざまな施策を実施しているところであります。

しかし、近年の地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、特に「人口減少と少子高齢化」の急速な進展は、地域の活力を奪うだけでなく、まちづくりに対する要求の多様化・複雑化を招いており、地方自治体共通の問題でもあります。

このような状況を踏まえ、地域の持続的発展の基本方針においては、資源を活かした一次産業の安定生産など、産業間の連携を図り地場産業で生活できる地域の創出や、保健・医療の充実や福祉の向上など、地域と共に住民が健康で、安全・安心で豊かな生活を目指すことを基本に、本町の総合振興計画や各分野で策定している個別計画、さらには地方が成長する力を取り戻すための「地方創生」を実現するためのビジョンである第2期岩内町人口ビジョン・総合戦略と整合性を図りながら、持続的発展に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

持続的発展の基本方針に基づき、本町が達成すべき基本目標は以下のとおりとする。

基本目標 1	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
年間の出生数	51 人	47 人

基本目標 2	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
社会移動 (転入者数 - 転出者数)	▲189 人	▲142 人

基本目標 3	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
健康寿命 (平均自立期間) の延伸	男性 77.5 歳 女性 80.3 歳	男性 80.5 歳 女性 83.4 歳

基本目標 4	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
一人当たりの課税対象所得	2,722 千円	2,887 千円

基本目標 5	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
新たな養殖事業の展開	0 種	1 種

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、上記基本目標は岩内町総合振興計画 (令和 3 年度～令和 12 年度) の K P I と連動しており、令和 7 年度に向け毎年度末の数値を持って進捗を確認することとする。

また、総合振興計画の見直し時期である令和 7 年度には、町内の有識者に参画いただく審議会の開催を予定しており、その中で K P I の達成状況の評価し、後期計画 (令和 8 年度～令和 12 年度) に向けた見直しを行うこととなっていることから、本計画の達成状況においても、審議会での審議結果を基に評価を行うこととし、その評価については、次期計画策定時において町 H P 等で報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町は、公営住宅や学校など昭和40年代から50年代に整備した公共施設（建築物）が非常に多く、完成後30年以上経過していることから、老朽化が進行しています。

こうした公共施設は、今後、大規模改修や建替事業を行わなければ更に老朽化が進行し、安心した施設利用が危惧されるなか、人口減少が進み厳しい財政状況下においては、全ての公共施設を維持・更新することは難しい状況にあります。

このため、本町における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置の実現に向けて、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

第一に公共施設については、

- ・保有する公共施設の全体面積を人口減少や人口構造の変化を見据え、縮減に向け取り組んでいきます。
- ・新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の集約化・複合化、廃止・統廃合を基本とします。
- ・建設から一定期間を経過した公共施設は、適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

第二にインフラ施設については、

- ・構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取組を推進します。

※アセットマネジメント

損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法

- ・人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、廃止・縮小を進めます。
- ・公共施設と同様に、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・役割や機能、利用状況などに合わせ、補修・更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、改修・更新にあたっては、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- ・既に策定されている各計画を基本としながら、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(移住・定住)

少子化による自然減少と転入減・転出増による人口減少が進行する中、人口の流出・減少を抑制し、移住・定住を促進していくことが重要となります。

移住施策を推進していくうえで、移住者が求める生活・仕事・住居・環境等に関する情報の収集や、ホームページやポータルサイトでの情報発信など、移住情報や相談窓口のワンストップ化が求められています。また、地方への移住定住ニーズが高まっている中、移住相談会への参加やオンラインを活用した移住相談会の開催など、時代に即応したプロモーションの手法を検討する必要があります。

(地域おこし協力隊)

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、町の課題や地域力の維持・強化を図るため、地域力の担い手となる人材を確保することが必要であり、地域外からの人材を積極的に誘致し、地域におけるマンパワーの維持・強化に資するための活動が求められています。

多様な価値観や新たな視点を持った人材を誘致し、地域の課題解決に取り組むとともに、多様な人材の定住・定着を促すことで、様々な相乗効果を生み出すことが期待されています。

(地域間交流)

本町における姉妹都市交流については、新潟県上越市（平成7年10月協定締結）並びに青森県深浦町（平成12年7月協定締結）との間で、行政や民間レベルでの訪問、物産展の開催、小学生の文化交流などを通じた相互交流を続けています。

今後も、産業・経済・文化・防災等における良好な協力関係を維持していくための発展的かつ有意義な交流を継続していきます。

また、後志エリアにおいては、ニセコエリアを中心に外国人住民が増加傾向にあり、本町においても円山エリアでのリゾート開発計画や水産加工場等の技能実習生など、外国籍住民の増加が予想されています。外国人住民を地域の一員として受け入れ、多様性と包摂性のある社会を実現する必要があります。

さらには、次世代を担う子どもたちの国際感覚を醸成し、主体的・能動的に行動できる力や多様な価値観を身に付けるためにも、地域ならではの学びの機会や交流の場を創造する必要があります。

(広域連携)

人口減少が進む中、これまで各自治体が単独で提供してきた住民サービスを維持することが、難しい状況となっています。

こうした中、平成 28 年度には岩宇地域（共和町、岩内町、泊村及び神恵内村）が連携して地域住民に必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図り、安心して暮らし続けられる地域の形成を目指し、地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進することを目的として、岩宇まちづくり連携協議会が設置され、広域観光の推進、地場製品の振興、次世代を担う人材の育成について岩宇地域一体となった取組が進められています。

今後も、住民サービスの維持向上と効果的な行財政運営を推進するため、他の先進事例におけるスケールメリットなども参考にしながら、本町としての広域連携の可能性について検討していきます。

(地域に求められる人材の育成)

地方分権の進展により地域の特性を活かした政策の実現が求められており、その実現には、職員力の向上が必要不可欠となります。

町民との積極的な対話や交流を通じて、職員一人一人が町民感覚を持ち、町民の目線に立って物事を捉え、課題解決に取り組むことができる人材。自ら能力向上や専門知識、技術の習得に努め、行政のプロとしての役割を自覚し、町民サービスの向上に取り組むことができる人材。変化の激しい社会情勢において、常に新しいアンテナを張り、地域活性化への情熱と意欲をもって、積極的にチャレンジする人材を育成していきます。

一方、地域の労働者が安心して働くことができるよう、岩内地域人材開発センターにおける就労に必要な資格の取得事業への支援と、南しりべし季節労働者通年雇用促進協議会の活動を通じ、季節労働者の通年雇用の確保に努めます。

また、岩内地域人材開発センターの大規模改修を行い、地域の職業訓練施設としての機能を継続して果たしていきます。

(ふるさと納税の推進)

本町におけるふるさと納税事業は、平成 28 年度より開始したところであり、4 年目となる令和元年度では寄附金額は約 4 千 6 百万円となっており、事業開始からほぼ横ばいの状況が続いています。この結果は、道内の類似自治体との比較では少ない部類に入りますが、これまでの実績においては、継続的に寄付をしていただく方もおり、一定程度の成果をあげていることから、今後は新規寄付者の獲得に加え、魅力的かつ安定供給可能な返礼品について検討を重ねていく必要があります。

(2) その対策

(移住・定住)

1) 移住定住ワンストップ相談窓口の設置

移住情報総合サイトの運営及び移住定住コーディネーターを設置することにより、移住定住のワンストップ化を図り、情報の集約ときめ細かな相談により、移住者の誘致を図ります。

2) 移住定住プロモーションの実施

移住相談会への参加や、オンライン移住相談会の開催、移住希望者マッチングサイトへの登録などを通じて、移住定住プロモーションを推進します。

3) 若年移住者層の誘致

移住者・若年層・子育て世代などを対象とした中古住宅の取得助成を実施します。

4) 移住者用お試し住居の整備推進

町内の空き住戸を活用し、テレワークやコワーキングスペースの機能を有した「お試し居住」スペースを整備することで、移住者の誘致を図ります。

(地域おこし協力隊)

1) 地域おこし協力隊員の募集・採用・育成・活動支援

地域外からの多様な価値観や新たな視点を持った人材を誘致するためにも「地域おこし協力隊制度」を活用し、都市部から地域の担い手となる人材を積極的に取り入れ、定住・定着を促すことで、地域力の強化に資するための新たなひとの流れを創り出します。

(地域間交流)

1) 外国人住民との連携及び協働

2) 地域間交流及び国際交流の推進

3) 国内留学の拠点づくり

4) 多文化共生施策の推進

(広域連携)

- 1) 広域連携の可能性に関する調査・研究
- 2) 岩宇地区におけるまちづくり連携事業の推進

(地域に求められる人材の育成)

1) 職員研修の強化

地域を取り巻く困難な環境に対しても、柔軟な発想と広い視野を持ち、前例踏襲や既存の枠組にとらわれない意識改革に取り組みます。

- ・職員研修実施計画に基づく各種研修への参加

2) 官民交流研修の推進

研修機会を通じた官民交流を進め、地域づくりの担い手となる人材の育成を推進します。

- ・町職員と民間企業職員が一同に参加するワークショップ等の開催

3) 勤労者福祉の充実

働きやすい環境整備や労働条件の向上等、勤労者が健康で快適に就業できる環境づくりを推進します。

4) 雇用の創出・拡大

ハローワークなどの関係機関と連携し、資格取得事業などを推進し、新たな雇用の創出を図っていきます。

5) 将来を担う人材の確保

将来の地域企業を担う人材をつなぎとめるため、地元高校生などとの交流事業やポータルサイトによる継続的な情報発信の仕組みづくりを進めます。

6) 岩内地域人材開発センターの維持

岩内地域人材開発センターの大規模改修を行うことで地域の労働者の職業訓練の場を維持します。

(ふるさと納税の推進)

1) 特典付きふるさと納税の実施

- ①事業実施に向けた協力体制の確立
- ②商品開発・販路拡大推進
- ③継続寄附者へのフォローアップ強化
- ④デジタルコンテンツを活用したプロモーションの実施

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住 ・地域間交流 の促進、人材 育成	(3)人材育成 (5)その他	岩内地域人材開発セン ター大規模改修事業	町	
		職員研修事業	町	
		若年者就労促進事業	町	
		季節移動労働者援護対 策事業	町	
		岩内地域人材開発セン ター運営費補助事業	協会	
		働く婦人の家管理運営 事業	町	
		ふるさと納税推進事業	町	
		地域おこし協力隊員配 置事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(水産業)

水産業は、地域経済の牽引役として町の発展を支えた重要な産業です。しかしながら、近年は、地球温暖化による海水温の上昇などによる資源量の減少や魚価の低迷に加えて、漁業就業者の高齢化や後継者不足等により、極めて厳しい状況に置かれています。

漁業生産高は、昭和52年に最高額の34億7千2百万円を記録して以降年々減少しており、平成30年には7億4千4百万円となり、最高額の約21%にまで落ち込んでいます。

水産業の安定化のためには、資源の増大・保護を図ることが重要であることから、これまでもニシン、ナマコなどの種苗放流やナマコの種苗生産を実施するなど、資源管理型の漁業を推進しているところです。

また、資源量の減少が著しい日本海沿岸においては、獲る漁業に加えて、育てる漁業や養殖漁業の取組が望まれていることから、町の地域資源である岩内海洋深層水を活用した、蓄養・栽培・養殖事業を展開し、地域の水産加工業者との連携を深めながら、漁業者の所得向上につなげるため、魅力ある水産業を目指し、稼ぐ力を養成することが重要です。

●資料－5 漁業生産高（実質）

物価基準年：平成27年

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
漁業 生産高	782	558	794	675	497	616	768	810	871	744

資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」

(農 業)

本町の農業は、稲作を中心とした畑作・酪農との複合経営体で発展してきました。平成7年の農家戸数は65戸で、耕地面積407haでしたが、平成27年には農家戸数29戸、耕地面積360haにまで減少している状況にあります。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化と担い手不足による耕作放棄地の増加や、農畜産物の価格低迷など厳しさを増しています。農業の安定化のためには、担い手の確保・育成や農業生産基盤の強化及び農地の集約化による生産コストの低減を図ることが重要であり、また、中山間地域では、有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地が増加し、地域資源の維持や水源かん養など、多面的機能の低下が懸念されていることから、有害鳥獣被害防止対策や、耕作放棄地の発生防止など、農地維持や農村環境の保全活動を行う活動組織への支援が必要です。

さらには、農業者の所得の向上につなげるため、地域の特性を生かした、安全で安心な農産物の生産と高付加価値化などを推進し、魅力ある農業を目指し、稼ぐ力を養成することが重要です。

●資料－6 農家戸数と耕地面積

(単位：戸、ha)

区 分	H7	H12	H17	H22	H27
農家戸数	65	51	42	29	29
耕地面積	407	414	382	363	360

資料：農林水産省「農林業センサス」、「作物統計調査」

(商工業)

本町における商工業は、漁業の繁栄と鉄道の開通により、港を中心に集積した商店街を形成し、岩宇4か町村の商業拠点としての役割を担うことで発展してきました。

しかし、漁獲量の減少、鉄道の廃止、人口の減少、後継者問題、郊外型大規模店の進出などの影響や、消費者の商店街における購買行動の変化などから販売額、商店数ともに減少傾向にあり、経営者の高齢化や後継者問題なども理由に、空き店舗や空き工場等が増加するなど、商店街を中心に空洞化が加速しています。

空き店舗等活用支援事業補助金の創設や景観美化事業、各種イベント開催支援などにより、商店街の活性化を図っていますが、市場規模が縮小するなかでは、新たな消費需要の開拓や、製造業における付加価値の高い商品開発など、生産性向上に向けた設備投資への転換が求められています。

行政を含めた関係機関との連携により、街なかのにぎわいを創り出し商業全体の活性化を進めることが必要となっています。

今後においても、厳しい経営環境が想定されることから、引き続き、中小企業者に対して経営安定化に向けた支援策が必要となります。

企業活動の推移を工業統計の事業所数と従業員数で比較すると、平成18年では42事業所で725人の従業員数が認められましたが、平成30年では、事業所数で45%減の23事業所、従業員数で36%減の467人となっており、企業活動は非常に厳しい状況と判断されます。

このうち、企業誘致活動により立地した企業の状況は、平成23年から平成27年までは4社、106人、平成28年から令和2年までは3社、34人と低調なことから、新たな産業の振興及び雇用の確保という面から、企業立地の推進は今後とも積極的に進めていく必要があります。

しかしながら、近年、製造業を中心とした国内企業において、グローバル化による海外進出が主流となる中で、地域外企業の誘致活動だけによる企業立地は、非常に厳しい状況が続いており、地域内企業の育成強化による企業立地の環境整備と連動させた対応が必要です。

新規分野への起業活動は、常にリスクが伴うものであり、地域経済の規模や各経営体の規模を考慮すると、民間投資が活発に行われるためには、何らかの下支えを必要としており、既存制度の活用も含め多様な支援策を講じる必要があります。

これまでも特産品開発や空き店舗の利活用などに対する補助制度としてのまちづくり活動支援補助金制度等を実施してきましたが、今後においても、引き続き国・道等の補助金や各種融資の活用、さらにはソフト事業による支援を図っていく必要があります。

●資料－7 商業販売額（実質）

物価基準年：平成27年
 （単位 上段：億円 下段：体）

区 分	H6	H9	H11	H14	H16	H19	H26	H28
商業販売額	309	271	260	226	216	186	173	155
経営体数	366	339	328	300	285	266	184	172

資料：経済産業省「商業統計調査」、「経済センサス」

●資料－8 事業所数及び従業員数

（単位：事業所、人）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業所数	26	32	30	29	31	28	25	23
従業員数	600	637	650	643	610	571	520	467

資料：経済産業省「工業統計調査」、「経済センサス」

(観 光)

本町は、積丹、ニセコといった自然環境に恵まれた地域に囲まれており、優れた歴史、文化、自然景観などの地域資源を持っています。

近年の人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化は、旅行市場にも大きく影響し、受入先においては、新しい旅行スタイルに対応したハードとソフト両面における機能改善が求められています。

特に、観光ニーズが多様化する中では、その土地の風土や文化をより深く体験することで、知的好奇心を満たそうとする観光が増加しており、観光産業間の相互連携のみならず、地域全体の魅力向上が必要となっています。

また、本町における観光情報発信の媒体は、紙版のパンフレット、ポスター、雑誌等への無料掲載のほか、町公式ホームページをはじめ、近年はSNSの活用も積極的に行っていますが、そのアクセス数は多いとは言えない状況にあります。

カーナビやスマートフォンなどによる移動支援ツールの発展や、SNSなどによるリアルタイムに情報を取得できる情報環境への変化が、旅行先の多様化・分散化に大きく影響している中、行政や観光協会などによる公的な情報発信の仕組みが遅れています。

観光を取り巻く環境が大きく変化する中、これからの観光振興は、地域における「企業活動」と「まちづくり」を有機的に結びつけ、地域全体を効果的にマネジメントしていく「観光地経営」の考え方が重要となってきています。

現状は、観光に関わる多様な主体（ステークホルダー）において、共通の将来ビジョンを持たず、各自がバラバラに場当たりの物事を進めている実態も一部で露呈しています。

道の駅ガイドセンターたら丸館は、平成5年にトイレ・駐車場を含めた「複合多機能型休憩施設」として国の指定を受け現在に至っていますが、施設の老朽化などに加え、他の道の駅ではスタンダードになっている、駐車場とトイレの導線が一体でないことから、利用者目線でのニーズに対応できていない構造的な弱点を有しており、質の高いサービスを提供していくうえで、大きな課題を有しております。

こうした課題を解決していくには、全体配置の見直しとして、道の駅周辺における大規模な再開発の必要性も想定されるため、当該エリアが中心市街地に位置することを踏まえて、都市機能や生活機能との連動も考慮した、面的な検討を緻密に重ねていくことが求められています。また、温泉、スキー、キャンプ等の体験型・滞在型リゾートエリアとして、自然環境に親しむことができる円山地区は、ホテル等の宿泊施設とオートキャンプ場、パークゴルフ場等の公共施設、更には、インバウンドから人気の高いキャットツアーを商品とする IWANAI RESORT との連携を深め、国内外の観光客の集客に結びつけることが求められています。

雷電地区は、現在営業している旅館等はありませんが、この地区の温泉は湯量が豊富であり、特有の自然景観とマリンアクティビティが楽しめるリゾート地として、今後、民間企業による再開発の動きもあることから、自然と調和した新たな雷電観光に注視していく必要があります。

●資料－9 観光客入込み数（日帰り・宿泊）

（単位：千人）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
日帰り	345	329	314	333	338	342	330	317	298	305	139
宿泊	104	103	108	125	114	107	102	96	78	88	59
計	449	432	422	458	452	449	432	413	376	393	198

資料：岩内町観光経済課調

注) 令和3年3月末時点

（公園・緑地）

本町の公園は、街区公園が17か所、近隣公園が2か所、風致公園、運動公園、総合公園が各1か所あり、合わせて22か所の都市公園が供用開始されています。

各公園施設は、老朽化が進んでいることから、危険度に応じて、施設の改修を実施しておりますが、今後も長寿命化事業等により、計画的に実施していきます。

また、町内の公園の分布については、均衡が図られていないことから、街区公園や近隣公園については、都市公園の配置について検討を要します。

いわないリゾートパークは、総合公園として森林公園等、円山観光ゾーンを一体的な自然観賞や保養の場、レクリエーションの場など、複合的利用の場となるよう、維持保全を図ります。

運動公園は、休止中の施設や利用度の低い施設などについては、利用状況に応じて、施設の見直しや再配置の検討を行いながら、計画的な改修を行っていきます。

●資料－10 都市公園

	街区公園	近隣公園	総合公園	運動公園	風致公園	計
箇所数	17	2	1	1	1	22
供用開始面積 (ha)	2.73	2.50	21.81	16.80	0.62	44.46

資料：岩内町建設課調

(港 湾)

港湾整備は、町の最重要プロジェクトとして優先的に事業の進捗が図られ、平成2年には新潟県直江津港との大型フェリーが就航し、日本海における物流拠点港として位置付けられました。フェリー航路が廃止され、それに伴いフェリー関連企業等が撤退するなどの時期もありましたが、近年では、北海道横断自動車道や北海道新幹線のトンネル工事に使用する生コンの需要増に伴い、一般貨物の取り扱い量も増加傾向にあり、さらに、バックヤードが広いという当港の特徴から、風力発電所建設などに伴う、大型建設資材の荷揚げや製作ヤードとしての利用も好調に推移しています。

また、当港は平成12年に国の特定地域振興重要港湾に指定されている道内唯一の地方港湾であり、クルーズ船誘致による後志管内の観光地への海の玄関口としての役割も期待されます。

しかしながら、港湾施設については、老朽化も進んでいることから、漁港及び物流等の基地としての機能を維持するため、引き続き、既存港湾施設の点検診断を実施し、計画的な修繕も実施して行く必要があります。

(深層水利活用の推進)

深層水事業における利活用の推進については、町内外の企業に対して、新たな産業資源として活用し付加価値により地域経済の振興を図ることを目的に実施されています。

平成17年度から地場産業サポートセンターにおいて、深層水の分水を開始しておりますが、最近3年間の利用水量は、平成30年度で10,556トン、令和元年度で12,206トン、令和2年度で9,609トンとなっており、年10,000トン前後で推移しています。

令和2年度の利用状況は、利用水量の約99.6%が企業利用によるもので、残りが一般利用となっています。

利用企業の使用目的については、水産加工における原料の洗浄水としての利用及び活魚運搬向けの蓄養水としての利用が、全体の90.5%を占めています。

また、地域別の利用状況については、44.5%が町内企業での利用となっています。

深層水事業は特別会計で運営が行われていますが、現状では一般会計からの繰入による運営を続けており、会計の健全化が依然として課題となっています。

(2) その対策

(水産業)

1) 水産資源の増大

地場産ニシン種苗など、各種魚類等（サケ、マゾイ、ヒラメなど）の種苗を放流し、水産資源の増大と漁業経営の安定を図ります。

2) 密漁対策

潜水具を利用した悪質な密漁者が増加し、アワビ、ウニ、ナマコ等を大量に密漁していることから、密漁者を排除し、浅海資源を保護します。

3) 栽培漁業の強化と新たな養殖事業の展開

①ナマコ、カキ、コタマ貝等、岩内らしい水産資源を発掘し、栽培漁業の強化を図ります。また、岩内海洋深層水を活用した蓄養や養殖事業を展開します。

②魚類（ひれもの）の水産資源を発掘し、新たな産業分野の開拓を行います。また、岩内海洋深層水を活用した養殖事業を展開します。

(農 業)

1) 農業の生産状況が不利な地域における農業生産活動の支援

中山間地域内の急傾斜農用地において、集落協定に基づき、農業生産活動等を行う農業者に中山間地域等直接支払交付金を交付します。

2) 農業の有する多面的機能を支える地域の共同活動組織の支援

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地維持や農村環境の保全活動を行う活動組織に多面的機能支払交付金を交付します。

3) 飼育生産の基盤となる町営草地の充実

酪農を取り巻く環境の向上を図るため、採草並びに放牧地として利用できるよう、町営草地の適正な維持管理を行います。

4) 新たな産業分野の開拓と生産力の強化

①日本で初めて栽培されたアスパラガスなど、岩内らしい農産物の発掘を行い、地域資源を生かした観光地域づくりやふるさと納税との連携を図ります。

②道内における野生ホップ発見の町という地の利を生かし、ホップを栽培する生産者の養成を目指す他、地域資源を生かした観光地域づくりやふるさと納税との連携を図ります。

(商工業)

1) 中小企業の経営力向上

商工会議所との連携により、中小企業を対象とした経営改善の普及を図るほか、設備投資等に対する公的な補助制度などを有効活用できるよう経営力の向上を図ります。

2) 魅力ある商業空間の形成

豊富な商品知識と地元企業ならではの機動性の高いサービス提供など、魅力ある店づくりと、イベント開催等を通じた交流促進により、集客力の高い商店街づくりを推進します。

3) 企業立地の促進

本町と縁のある町外の方々との関係性を深め、岩内海洋深層水をはじめとする地域資源の利活用を中心に、トップセールスによる積極的な誘致活動と、地域の強みを活かした情報発信を強化します。

4) 地場製品のブランド化

岩内海洋深層水など、魅力ある地域資源を活用した新たな産業の創出実現に向け、地場産品・商品のブランド化に向けた取組を推進し、経営基盤の強化を図ります。

5) 産業振興プランの策定

地域経済の活性化を計画的に推進していくため、水産農林業、観光業などとの産業間連携などを重視した産業振興プランを策定します。

6) 工業団地の利用促進

低迷する経済情勢に、さらに打撃を加えたコロナ禍の折、テレワーク等が進展したことで都市圏の企業の地方進出の流れが見えてきており、海洋深層水などの地域の特色・強みを活かしてポートセールス活動を展開し、工業団地の利用促進を図るとともに港の利活用につなげていきます。

(観 光)

1) 新たな観光資源の創出

地域ならではの魅力を掘り起こし、ストーリーとして磨き上げることで地域全体の価値を高め、新たな誘客と再来訪に足る目的の創出のほか、季節性の平準化を図ります。

2) 地域ブランドの育成

地域の自然、歴史・文化、食など、多様な資源を磨き活用することで、岩内ならではの魅力を創りあげ、わざわざ来訪しなければ体験できない価値を地域全体で共有していきます。

3) 広域化・国際化への対応

訪日外国人旅行者の増加や、市場が急成長しているクルーズ船などの新しい行動形態に対応していくため、自地域の枠に留まらない様々な連携の可能性を検討します。

4) 新たな旅のスタイルの普及と定着

働き方の多様化による新しい観光需要に対応していくため、仕事と旅行を両立させる「ワーケーション」などの普及を促進します。

5) 既存観光施設等の品質向上

デジタル化対応などの機能性向上、指定管理者制度の導入を含めた実効性を重視した管理運営体制の見直しなど、サービスの充実と持続可能な維持管理運営を目指します。

6) 情報発信拠点の整備強化

道の駅及び周辺環境整備のほか、円山地域における観光拠点として、オートキャンプ場の機能向上を図るなど、地域の魅力に出会うきっかけを創り出します。

7) 効果的なPR活動の強化

旅行先として選ばれるきっかけから、現地での楽しみ方に至るまで、地域の魅力を効果的に発信していくため、マーケティング機能を強化した上で、観光専用ポータルサイトの機能的運用のほか、時代に即応した様々な情報発信媒体の活用を図ります。

8) イベントによるイメージ戦略の推進

単発的な誘客を目的としたものではなく、地域ブランドの定着化と魅力発信に寄与するイベントのあり方を検討し、再び来訪していただけるイメージ戦略を図ります。

9) 将来ビジョンの策定

観光を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能な観光地経営を進めていくために、多様な関係主体を巻き込んだ説得力ある将来ビジョンを策定します。

10) 地域住民の参画促進

観光客を温かく迎え入れるために、地域住民が自信を持って地域を紹介、自慢できる風土を育成するなど、地域が一体となった観光地域づくりを進めます。

11) 観光マネジメント組織の創設と支援

地域における観光推進組織として、岩宇エリアにおける地域連携DMO組織の創設及び支援をはじめ、観光協会の組織強化を図るなど、観光地経営の視点による推進体制の構築を図ります。

(公園・緑地)

1) 身近な公園の適正配置

うるおいのある質の高い居住環境を実現するため、街区公園等の身近で誰もが安心して利用できる公園については、町営住宅の除却、用途廃止による跡地を活用するなど、都市公園の適正配置を図ります。

2) 環境や用途に適応した緑化の促進

地球温暖化対策が世界的に求められている中、環境にやさしい都市づくりとして、公園等においては、高木から低木まで幅広い樹種を採用し、緑の保全に取り組みます。

しかし、道路の緑化空間である植樹帯等については、近年多発する暴風雨により、高木が度々なぎ倒される事案が発生しており、道路交通の遮断や、家屋への損害または人身事故を引き起こす危険性が高まっていることから、高木の採用を見直していきます。

3) 含翠園の再生

本町で唯一の風致公園「含翠園」は、住民の憩いの場として親しまれてきた経緯を踏まえ、往時の再生を図り、子どもたちの自然学習活動の場として、また、俱知安・ニセコエリアのインバウンドとの連動も含めた新たなツーリズムや、特色ある交流拠点として活用できるよう、趣ある空間を創出し、町の魅力向上と地域活性化を目指します。

4) 公園の適正管理・維持補修

公園施設については、老朽化した遊具などによる人身事故を未然に防ぐため、日常的な点検整備のほか、公園施設長寿命化計画に基づき、健全度に応じた施設の改修・更新を進め、適正な管理に努めます。

5) 住民等参加による協働の公園づくり

街区公園については、町による維持管理に加えて、地域住民の協力を得ることにより、一層良好な公園環境を持続できることから、協働の関係を築く方策を検討します。

(港 湾)

1) 老朽化対策

①港湾機能確保のため、岩内港老朽化施設整備計画に基づき、越波及び老朽化対策を計画的に実施します。

②中央埠頭岸壁(-5.5m)、中央埠頭第二岸壁(-7.5m)の改良、中央埠頭岸壁改良、万代物揚場(-3.0m)の改良、北突堤改良、船入・防波堤改良、漁業埠頭岸壁改良を継続して行います。このうち最重要施設である北突堤(改良)と船入潤防波堤(改良)の整備を優先して、港の水域の分割と漁港区の漁船船溜まりである大和係留施設及び万代係留施設の静穏度を早急に確保し、漁船の被害がない、安全な船溜まりを維持します。

③現計画が終了後も引き続き、防波堤(西)の嵩上改良や新港地区の東側に発生する陥没対策について整備を要望し、水中荷捌き地の利用率向上と港湾静穏度向上による港内航行と岸壁・護岸等の利便性・安全性の向上に努めます。

2) 輸送拠点の確立と水産振興施策の推進

①周辺地域の建設需要や産業需要は、大型の建設資材や原材料等の一般貨物の取扱量に好影響が期待できるため、北海道開発局小樽港湾事務所との協力体制の下、後志圏等の物流の検証を行いながらバックヤードの広さや地域的利点を活かして、海上輸送の拡大を図ります。

②ニセコエリアのインバウンドの活況、一般国道276号「岩内・共和道路」の供用開始、北海道横断自動車道(黒松内～小樽間)、北海道新幹線の整備など周辺環境の変化に注視しながら、後志管内の海の玄関口としての役割を踏まえ、岩内港のポテンシャルを様々な角度から検討し、港の利活用について検討を進めます。

- ③洋上風力発電のメンテナンス港として活用が図られるよう情報収集を行い、関係機関にPRするとともに、必要な調整を行います。
- ④港湾は、大規模災害時において人道支援や救援物資のほか災害ゴミ等の輸送拠点ともなり得るため、必要に応じて関係機関と調整を図ります。
- ⑤港湾内の静穏度調査や離岸堤等の設置など、水産資源増殖に配慮した有効な施策を国と協議しながら検討します。
- ⑥新たな増養殖企業化検討実証試験事業などの水産業振興策と連携した漁港区の環境整備を図ります。
- ⑦海の玄関口として近隣自治体と連携を強化するほか、観光客の町内滞在を増やす為、魅力あるまちづくりとして、「海とのふれあい」を重視した観光物流拠点の形成を目指すとともに、中心市街地への連動性も意識したゾーン整備を検討します。

3) 放置船対策の検討

漁港区に存在する放置船等については、処分が難航している現状です。放置船の港内への持ち込みを抑制するため、操業のための船以外を繋船させないなど、関係機関と協議しながら、放置船等の撤去または、放置船を置かせない取組を進めます。

(深層水利活用の推進)

- 1) さらなる深層水の利活用を推進するため、令和3年度から、将来の水産業の経済需要の高まりを見据えた水産有用種の養殖試験を開始します。
- 2) これまで蓄積した効果検証データや新たに利用者から聞き取りした内容などを、HPやSNSを活用しながら事業者や一般利用者に積極的に情報発信することで、地場産業への支援や地域全体での深層水に対する理解や利用が広がるよう進めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	林業	栄地区小規模治山事業	町	
	(2)漁港施設	港湾直轄事業	国	
	(4)地場産業の振興			
	試験研究施設	二枚貝養殖施設整備事業	組合	
		魚類養殖施設整備事業	組合	
		深層水関連施設維持整備事業	町	
	(9)観光またはレクリエーション	道の駅及び周辺環境整備事業	町	
		都市公園再整備事業	町	
		温泉施設整備事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業				
第1次産業	町営草地管理事業 〈事業内容〉 町営草地の管理（放牧管理・肥料散布等） 〈必要性〉 後継者や担い手の確保・育成が大きな課題である中、酪農家への支援体制の充実を図るため	町		

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(11) その他	優良牛生産事業 水産業振興事業 商工振興事業 地域ブランド産品開発 支援事業 日本夜景遺産認定記念 事業 観光パンフレット作成 事業 岩宇DMOの支援 温泉管理運営事業 岩内岳リゾート開発の 促進 リゾートパーク管理運 営事業 パークゴルフ場管理運 営事業 観光地域づくり推進事 業 情報発信拠点整備強化 事業	組合 町 町・団体 町 町・実行委員会 町 町 町 町 町 町 町 町	

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		情報発信及びマーケティング強化事業	町	
		持続可能な観光地経営推進事業	町	
		企業誘致推進事業	町	
		港湾施設定期点検診断事業	町	
		中小企業金融対策事業	町	
		漁業資源対策事業	組合・協議会	
		漁家経営安定化事業	町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		地域資源食品開発推進事業	町	
		食品の安全性確認及び品質管理体制構築事業	町	
		深層水活用促進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
岩内町全域	製造業、 情報サービス業等、 農林水産物等販売業、 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)又は(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

(自治体DXの推進)

国による「デジタル・ガバメント実行計画」「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画」の策定など、デジタル技術の活用による行政・住民の利便性向上を目的としたデジタル化の推進が図られている現状において、本町では庁舎内の基幹行政システムの運用やグループウェアの導入など、基本的に「内部」のデジタル化・行政の利便性向上の対応となっており、国の計画で示されている「行政手続のオンライン化」や「キャッシュレス決済」など、「外部」のデジタル化・住民の利便性向上に資する対策構築が遅れています。

また、「自治体DX推進計画」においては、重点取組事項として、2025年度末を目途とした「基幹行政システムの標準化・共通化」や、2022年度末を目途とした「自治体の行政手続のオンライン化」のほか、「自治体のAI・RPAの利用促進」などが掲げられています。

このため、それら計画を包括し、地域の状況にあった形のICT・デジタル化の推進が求められています。

(マイナンバーカードの普及)

国の「自治体DX推進計画」の重点取組事項として、2022年度末を目途に、全自治体で特に国民の利便性向上に資する手続についてオンライン手続を可能とするよう取り組むとされており、「マイナポータル」を活用した「自治体の行政手続のオンライン化」を進めるとされています。マイナポータルの利用には、本人確認として「マイナンバーカード」が必須ですが、平成28年1月から導入されたマイナンバーカードの普及率は全国的に低く、本町における普及率も約30%（令和3年6月）となっています。

「自治体DX推進計画」の重点取組事項には、「マイナンバーカードの普及促進」も掲げられており、「自治体の行政手続のオンライン化」と合わせてその推進が必須となります。

(スマートシティ実現に向けた環境整備)

今後の社会構造が「超スマート社会 (Society5.0)」へと変遷していく中、本町においても、町民生活の利便性向上としてのICT技術の活用による産業・医療・交通分野のデジタル化、すなわち「スマートシティ」の実現に向けた取組を行っていく必要があります。

このためには、高速な情報通信基盤が必要不可欠であり、高速通信インフラ整備等が必須となります。

なお、本町においては、町内全域において光ファイバー網整備は完了しています。

(2) その対策

(自治体DXの推進)

1) 行政情報基盤の維持管理

基幹行政システム及び情報ネットワーク基盤の確実な稼働を目的に、リプレスや修繕など、適正な管理を行います。

2) 「自治体DX推進計画」に基づいた事業推進

「自治体DX推進計画」に基づき、2025年度末目途の「基幹行政システムの標準化・共通化」、2022年度末目途の「自治体の行政手続きのオンライン化」を確実に実施します。

また、他の重点取組事項である「自治体のAI・RPAの利用促進」についても、業務の効率化及び人的資源の有効活用の視点から、その取組を推進します。

3) キャッシュレス決済の導入

税や水道・下水道使用料、介護保険料や後期高齢者医療保険料、住宅使用料などの「納付書を用いた納付」について、町民の利便性向上の観点から、QRコード等を活用した「キャッシュレス決済」導入の検討を進めます。

本検討にあたっては、他自治体と比較してもその数が多い「コンビニエンスストア」を活用した「コンビニ収納」に加え、住民票などの「コンビニ交付」導入の検討も進めます。

(マイナンバーカードの普及)

1) 交付円滑化計画に基づく対策の推進

マイナンバーカード普及率向上として、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、「申請補助端末によるオンライン申請補助」など、申請しやすい環境を整え、国の普及対策との連携を図りながら確実に対策を進めます。

2) 「自治体の行政手続きのオンライン化」と合わせた広報実施

マイナンバーカード取得により、オンラインでの行政手続きが可能になるなど、取得に伴う各種利点について広報周知を行い、普及率向上を図ります。

(スマートシティ実現に向けた環境整備)

1) 公衆W I - F I の整備

高速通信インフラ整備として、街中での利便性向上及び人の導線の可視化を目的に、「公衆W I - F I」の整備導入の検討を進めます。

2) 産業・医療・交通分野へのデジタル技術普及

デジタル技術により生活の利便性が向上するスマートシティの実現に向け、農業・漁業などの産業分野、医療分野、公共交通などの交通分野などにおけるデジタル技術の活用について、地域特性を勘案しながら、その整備導入の検討を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 防災行政用無線施設	北海道総合行政情報ネ ットワーク整備事業	町	
		(3)その他	情報基盤管理事業	町
	行政DX推進事業	町		
	総合行政システム更新 事業	町		
	財務会計システム更新 事業	町		
	キャッシュレス決済導 入事業	町		
	コンビニ交付サービス 導入事業	町		
	異動受付支援システム 導入事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(広域交通アクセス)

町の経済活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮や周辺道路の交通渋滞、交通事故の減少など、地域の安全・安心な生活環境を実現するためには、高規格幹線道路をはじめとする道路網を中心とした交通体系の整備は必要不可欠です。

特に、血管疾患に対応可能な小樽・札幌市内の2次、3次医療施設への搬送時間の短縮、また安静搬送により患者の負担が軽減される救急医療を支援するためには、高速交通網の整備が重要となっています。

バス交通は、町内のバスターミナルを起点とした4路線が運行されていますが、都市間高速バスを除く3路線（神恵内線、雷電線、小沢線）は、人口減少等に伴うバス利用者数の減少により、路線維持について非常に厳しい状況にあります。

しかし、バス交通は、住民のみならず近隣町村からの通院・通学、買い物等にも利用され、地域への経済効果も見込まれることから、関係自治体と連携し、引き続き検討を進めるとともに、町内の高齢者等の移動手段を確保するため、面的にネットワークする新たな公共交通網の形成を図る必要があります。

本町では、平成28年10月より町内を循環するコミュニティバス「ノッタライン」が本格的に運行を開始したほか、町民で構成される団体を対象とした福祉バス「たら丸号」、岩内町老人福祉センターまでの移動が困難な高齢者を対象とした老人移送サービスなどがあります。

これらバス路線の維持・確保、利便性の向上にあたっては、引き続き行政や交通事業者だけでなく、町民の積極的な公共交通の利用や商店街などと連携し、地域が一体となって取り組む必要があります。

また、観光活性化・交流人口の拡大のためには、旅客輸送の大量化・高速化が必須で、首都圏や東北地方とのアクセスルートである「北海道新幹線」の早期完成を目指す必要があります、それにあわせた二次交通体系の構築が今後の大きな課題となっています。

(道 路)

町道の路線数は、288路線、実延長108kmとなっています。

町道の整備は、人口集中地区に属する箇所については都市計画道路や幹線道路を中心として進めており、さらに、郊外の町道、観光関連道路も幹線に準じて道路整備を進めてきました。

そのうち生活道路は、幹線道路を補完し地域住民の日常生活に利用されています。新たな土地利用に応じて、新規に道路整備が必要になることもありますが、生活道路の大半は高度経済成長期以降に集中的に整備されており、経年により老朽化が進み、施設の更新時期を一斉に迎えています。

道路空間は上下水道等のライフラインの収納空間という機能も有していることから、占用工事や沿線の建築行為に伴い、日々各地で掘削作業が行われ、道路施設の劣化を早める一因となっており、道路の維持管理を難しくしています。

こうした中、膨大にある道路ストックを適正に管理するためには、戦略的な管理も必要となります。近年は異常気象も増えており、道路施設の冠水や溢水等に対応すべく、排水計画等に基づいた、各種対策を実施する必要があります。

●資料-11 道路整備状況

(単位：km)

区分	延長	改良済延長	舗装済延長
国道	16.9	16.9 (100.0%)	16.9 (100.0%)
道道	9.4	9.4 (100.0%)	9.4 (100.0%) 内0.7改良未舗装
町道	108.0	45.8 (42.4%)	42.6 (39.4%) ※75.4 (69.8%)

資料：岩内町建設課調

注) 1 令和3年3月末時点

2 ※印は舗装済延長に防塵を含む

このうち都市の骨格を形成する都市計画道路は、現在、国道、道道、町道を含め18路線、計画延長28,170mが都市計画決定されています。

概ね整備済の路線として、229号線、岩内小沢線、八幡通、万代御崎通、神社通、浜中大通、野束通の7路線、現在整備中の路線として、停車場通と薄田通の2路線、残りの9路線（旧波止場通、公園通、海岸通、山崎宮園通、野束宮園通、野束川通、高校前通、円山通、墓園通）は計画幅員での整備が遅れています。

都市計画道路の整備には、用地買収費や工事費など、多額の費用がかかるだけでなく、事業の進捗には事業用地取得が前提となり、用地交渉が難航するなどの弊害もあります。こうした中、特に郊外を循環する形で計画されている公園通、野束川通のあり方については、今後のまちづくりと整合を図りながら検討していくことが必要です。

(海岸保全)

岩内港西側の海岸線については、野東川河口付近から敷島内地区にかけて著しい海岸浸食の影響がみられ、荒天時あるいは冬期間においては、波浪が道路に及ぶなど交通の障害となっていました。道路護岸としての整備が終了し、課題が解消されました。今後も波浪による海岸保全施設への影響に注視しながら、環境維持に努めます。

(2) その対策

(広域交通アクセス)

- 1) 後志自動車道（倶知安余市道路「倶知安～共和間」と「共和～余市間」の早期開通及び「黒松内～倶知安間」の調査促進等、早期整備の実現に努めます。
- 2) 近隣町村間を結ぶ生活バス路線確保のため、関係自治体と連携した対策を進めるとともに、交通事業者や地域住民らで構成する岩内町地域公共交通活性化協議会において、当町に見合った公共交通体系の調査・検討を進めます。
- 3) 北海道新幹線の早期完成を促進するとともに、観光客等が利用しやすい二次交通のあり方や対応策などの検討を進めます。
- 4) いわない循環バス「ノッタライン」・円山地域乗合タクシーの運行については、交通不便地域の解消を継続し、移動弱者の利便性向上、更には地域活性化に繋がるよう、まちづくりや社会情勢の変化、岩内町地域公共交通活性化協議会等の意見を踏まえ、毎年度事業評価し、必要な見直しを行いながら事業を継続する。

(道 路)

- 1) 都市計画道路の整備
 - ①新たな交流拠点と既存幹線ルートをつなぐアクセス環境の向上
 - ②主要な通学路として位置付けられる道路における安全な歩行者ネットワークの整備
 - ③観光地域づくりと連動した歩行者・自転車ネットワークの検討
 - ④防災等の役割や地域公共交通の利用促進に資するネットワークの構築
 - ⑤岩内港を物流の拠点とした物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成
 - ⑥長期未着手の都市計画道路の見直しも含めた検討

2) 生活道路の整備

- ①社会情勢や土地利用の変化に対応した道路整備
- ②必要性・緊急性に応じた対策の実施
- ③臨港道路の摩耗及び老朽化対策の計画的な実施
- ④橋りょう長寿命化修繕計画の推進
- ⑤誰もが安全で快適に暮らせる道路環境
- ⑥協働による持続可能な道路メンテナンスの実現
- ⑦各種財源を活用した道路整備及び道路施設等の長寿命化対策

(海岸保全)

- 1) 海岸保全のため、国や道と連携した整備に向けて協議を進め、御崎・野東海岸保全施設の早急な対策を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道 路	筥山二号線 (外1線)(改良)	町		
		東山南線道路(改良)	町		
		町道舗装新設事業	町		
		町道舗装補修事業	町		
		町道排水施設改修事業	町		
		橋りょう	橋りょう修繕事業	町	
			その他	3・4・13 薄田通	町
		3・4・16 高校前通		町	
		河川補修事業		町	
			流雪溝改修事業	国	
		道路ストック(道路附 属物)改修事業	町		
		薄田通り歩道新設事業	町		
		防雪柵設置事業	町		
	(8)道路整備機械等	貸与除雪機械購入	町		

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10)その他	橋りょう長寿命化修繕 計画策定事業	町	
		バス路線運行維持対策 事業	民間	
		地域公共交通推進事業	町・協議会	
		地域公共交通運行事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(上水道)

水道事業は、昭和48年度に事業着手し、昭和50年度から給水を開始しており、令和2年度末の給水人口は10,449人で、給水戸数は5,805戸、普及率は88.4%となっています。

水道施設は、整備以来約50年が経過し老朽化が進んでいる状況にありますが、災害時でも安定した給水の継続が期待されており、水道施設に必要な耐震性を速やかに確保することが課題とされています。

また、事業経営については、給水人口の落ち込みに伴う料金収入の減などにより平成22年度から単年度赤字が続き、内部留保を取り崩して経営を維持してきましたが、それも限界を迎えています。

今後も、老朽化する施設の更新・耐震化などに多額の投資が必要であり、財源確保のため、出来るだけ早期に料金改定を実施せざるを得ない状況となっています。

●資料-12 給水普及率の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
給水普及率 (%)	86.2	86.9	86.7	86.5	86.7	86.9	87.3	87.5	87.6	87.0	88.4
給水人口 (人)	12,819	12,678	12,415	12,119	11,781	11,544	11,412	11,173	10,928	10,592	10,449
給水戸数 (戸)	6,346	6,339	6,302	6,215	6,168	6,108	6,070	6,007	5,939	5,820	5,805

資料：岩内町上下水道部調

注) 令和3年3月末時点

（下水道）

下水道は、快適な生活環境づくり、海や河川の水質保全など多くの役割を有しており、町民生活には欠かすことの出来ない生活基盤のひとつとなっていることから、早期な整備完了が求められています。

下水道事業は、平成 11 年度に事業着手し、平成 17 年 3 月 31 日から一部供用開始した後、供用面積を拡大してきており、令和 2 年度末の整備面積は 276.3ha で、処理人口 8,255 人、普及率 69.9%まで達しましたが、このうち下水道への水洗化率は 54.2%となっています。

岩内・共和下水道管理センターについては、現在 4,013 m³/日の処理能力を有しており、2 池の水処理施設が稼働しています。

事業経営については、料金収入だけでは事業会計を賄えない状況であり、今まで以上に、経営基盤の強化と重点的・効果的な事業経営を進める必要があります。

（環境対策）

国の 2050 年 脱炭素社会、カーボンニュートラルを目指す宣言の下、自然との共生、大量消費・大量廃棄等による環境負荷の低減、持続可能な生活スタイルの推進及び、環境と経済の好循環への積極的な取組と、地域が一体となって未来を育むグリーン社会の実現が求められています。

町民の間には、経済性の面から節電・節水、省エネルギー製品の使用など、環境に配慮した生活様式が一定程度定着していますが、地球環境の面から温室効果ガスの排出抑制や大量消費・大量廃棄等による環境負荷の低減など、町全体の意識浸透・行動に取り組む必要があります。

町の森林は、水資源確保など多面的機能を有しているため、計画的な保全・整備を進める必要があること、また、自然とのふれ合いは、生活に潤いや安らぎを与えるため、自然と親しむ場や機会の確保が必要です。

近年では、人の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農業に被害がでているため、野生鳥獣の適正な保護管理が必要です。また、動物愛護管理法の趣旨に基づき、適正飼育・終生飼育の啓発に努める必要があります。

(ごみ対策)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会へと転換を図るため、これまで啓発活動などによるごみの排出抑制（減量化）の推進と資源物の分別収集によるリサイクル（資源化）の推進に努め、一定の成果を上げてきたところです。

3R【Reduce（リデュース）Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）】の進展も見られますが、引き続き町民意識の啓発による一層の排出抑制と、ごみ処置費用を低減する収集体制等の検討を進める必要があります。

資源ごみのリサイクル率向上を図るため、分別の徹底と資源ごみ量の増加に努めるほか、分別を実施していない「紙容器包装」の対応を検討し、リサイクルの推進を図っていくことが重要です。

さらに、町内会・自治会等によるごみステーション管理の負担軽減や、ごみの適正処理のさらなる推進を図るため、単身高齢者世帯の増加などの社会構造の変化に対応した廃棄物収集運搬システムの構築を進める必要があります。

ごみの減量化、資源化の一方、ごみ処理については、岩内地方衛生組合における岩内地方清掃センターの計画的な運転及び維持管理により、ごみの適正処理に努めています。施設の経常補修や補修工事については、岩内地方衛生組合及び関係町村と協議しながら、計画的に更新を進めます。

●資料-13 ごみ排出量

(単位:g/人日)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 1 年度
岩内町	1,075	1,047	1,045	1,045	1,034
北海道	984	970	961	961	960
全国	930	925	920	919	918

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査

(火葬場)

岩内町霊苑については、令和元年度に大規模改修を実施しました。今後も施設の長寿命化を図るため、計画的な施設・設備の更新を進める必要があります。

(公営住宅)

令和3年3月末現在の町営住宅管理戸数は16団地、1,242戸で、内訳は公営住宅1,036戸、改良住宅206戸となっており、公営借家率（平成27年国勢調査・道営住宅含む）は、全道平均の約2.5倍にあたる17.4%と、高い水準を示しています。

また、町営住宅の約5割が耐用年数を経過しているため、老朽化に加え、建設年の古い住宅については、設備・居住面積等の点で、住環境の悪化が認められています。

町営住宅の供給必要戸数は、2022年で約810戸と推計し、「岩内町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、宮園・野束団地を除く、簡易平屋建て・簡易二階建て住棟団地の住替事業を推進しており、耐用年数超過住戸の解消及びストック量の削減を段階的に行うとともに、耐火構造住棟団地の個別改善により、中長期的な維持管理が必要となっています。

(耐震化の促進)

平成25年の耐震改修促進法及び国の基本的な方針の改正により、これまでの「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を平成27年までに90%にする」という目標に加え、「住宅については、令和2年までに少なくとも95%にする」という目標が追加されました。

また、すべての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなりました。

こうしたことから、町では、当初計画の計画期間が平成27年度までということも踏まえ、法改正や当初計画策定以降の耐震化の取組や状況の変化を受けた計画の見直しを平成27年度に行い、平成28年度より新たな計画に基づきさらなる耐震化の促進を図ることとしました。

近年、全国各地において大地震が頻発しており、建物やブロック塀の倒壊による死傷者も多く出ているほか、国から新たに公表された検討結果等も踏まえると、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、町内においても甚大な被害が生じることが懸念されます。

こうしたことから、今後も地震被害の軽減を図り、町民の安全・安心なまちづくりを目指して、住宅・建築物等の耐震化を進めることが必要です。

（消防・救急体制）

昭和 49 年、後志南西部の 7 町村により、岩内・寿都地方消防組合が設置され、広域消防体制による火災予防行政の充実と消防組織体制の強化が図られています。

本町の消防体制は、消防組合消防本部のもと、岩内消防署及び消防団として 5 分団で構成されています。

消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、消防力の充実化が求められています。

また、複雑多様化する災害に対応するため、マンパワーの充実、育成、資器材の高度化及び車両の更新事業が必要です。

（防災・危機管理）

地域の防災・危機管理については、昭和 43 年に岩内町地域防災計画、平成元年に泊発電所周辺地域原子力防災計画、平成 3 年には岩内町水防計画、平成 8 年には岩内町地域防災計画の別編として地震防災計画、令和 2 年には岩内町国土強靱化地域計画を策定し、各種災害の予防、応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施する体制づくりに努めてきました。

また、平成 7 年に上越市、平成 12 年には深浦町との間で、災害が発生した場合の姉妹都市災害時相互応援協定が締結されました。

平成 23 年 3 月発生 of 東日本大震災以降、防災・危機管理に対する住民意識の急速な高まりにより、災害に対する体制整備と防災機能の強化が急務となっています。

中でも高齢者や障がい者などの要配慮者が被害に遭うケースが多いことから、平成 21 年 9 月に岩内町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動要支援者名簿の作成に努めながら、要配慮者が迅速に避難できる支援体制の構築を進めています。

平成 5 年 4 月に開始された防災行政無線放送については、住民への迅速かつ確実な情報伝達手段として重要な役割を担っており、平成 26 年度にデジタル化に伴う親局移設と戸別受信機の更新が完了しました。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）とも接続し、緊急地震速報や津波注意報・警報などの発令時に自動放送が可能であることから、災害時における住民伝達において大きな役割を担っています。

泊発電所周辺地域原子力防災計画に基づき、国、道、後志 13 か町村を含めた防災関係機関による原子力防災訓練を毎年実施しており、今後もより実効性ある訓練となるよう、体制整備と訓練の充実が求められています。

(生活安全)

交通安全対策については、交通事故の発生件数、死傷者数は全国的には減少傾向にありますが、児童や高齢者が事故に巻き込まれるケースも多く、地域住民が一体となった交通安全への取り組み、啓発運動の強化が求められています。

近年、高齢者ドライバーのアクセルとブレーキの踏み間違い等による交通事故が多発しており、免許証返納が推奨されていますが、町村等の郡部においては、自家用車は、生活に不可欠なものとなっている現状であるほか、返納についての家庭内の説得が中々進まないという状況もあります。そうした中で、児童や高齢者などの歩行者の安全確保を念頭に置いたうえで、高齢者の生活、生きがいの確保も必要となっています。

防犯対策については、世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等により、地域社会から孤立した高齢者・障がい者・若年者等が増加し、消費者とラビ売るの増加や深刻化を招くことが懸念されています。地域住民が安全安心に暮らせる犯罪や暴力のないまちづくりのため、地域住民や関係機関が一体となった防犯意識の向上や防犯活動の強化が求められています。

また、夜間における治安維持や歩行者等の安全を確保するため、防犯街路灯を設置・改良する町内会・自治会に対して補助金を交付し、平成28年度から令和5年度までの8年計画でLED化を集中的に推進しています。令和2年度末現在、電灯全体に占めるLED灯設置率は約65%。電灯料の補助率は、平成22年度から合計額の60%に引き上げ後、据置きしているため、小規模で予算が少ない町内会等には負担となっています。

地域の防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりの実現を図るため、犯罪の抑止を目的とした防犯カメラを設置する町内会・自治会に対して補助金を交付しており、令和元年度から事業を開始し、令和2年度末現在、4町内会で8台が運用中です。

空き家対策については、人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、町内における空き家・空き地が年々増加傾向にあり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家・空き地の適切な管理や有効活用・解体など、状況に応じた適切な対応が求められています。

(2) その対策

(上水道)

1) 「水安全計画」の策定と水質管理体制の強化

水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定して「水安全計画」を策定し、それらを継続的に監視・制御する水質管理体制を構築するとともに、水の安全性に関する情報公開を積極的に行います。

2) 「耐震化計画」に基づく水道施設の耐震化

施設規模（ダウンサイジングの可否等）や、優先順位（重要施設の優先実施等）なども考慮した「耐震化計画」を策定し、計画的に耐震化を進めるとともに、構造物・施設の能力仕様等を一元的に管理するデータベースシステムを構築することにより、機械設備・電気設備の適切な維持管理を確立し、計画的な更新を進めます。

3) ハード・ソフト両面での危機管理体制の強化

応急給水や早期復旧に必要な資機材を整備します。また、実働的な危機管理対策マニュアルと事業継続計画（BCP）を策定・充実化し、応急活動体制及び各関係機関との連携体制を強化します。

4) より一層の経営合理化と料金体系の見直しを含めた水道料金改定

より一層の経営合理化を進めるとともに、中・長期的な財政収支計画のもと、料金体系の見直しも含めた料金改定を、出来るだけ早期に実施します。

5) 利用者の視点に立った事業経営

積極的に情報を発信して、利用者の理解・合意形成を目指すとともに、利用者のニーズを常に把握し、利用者の視点に立った事業経営を進めます。

(下水道)

1) 協働による下水道づくりと下水道の接続率の向上

下水道に関する情報発信・PR活動と、下水道未接続者への働きかけを精力的に行い、さらには次世代を担う子ども達への環境教育を充実させ、下水道接続率の向上を目指します。

2) 効果的な下水道整備

人口減少などの社会状況の変化に整合した下水道計画の見直しや、他の事業との連携により、効果的な下水道整備を進めるとともに、下水道の投資効果をあげるため、下水道要望度の高い区域を「重点整備地区」に設定し優先的に整備します。

3) 下水道施設の適切な維持管理

下水道施設については、定期的な調査（点検・診断）のもと、延命化を含めた維持管理や、計画的な改築を進め、ライフサイクルコストを最小化します。

4) ハード・ソフト両面での危機管理体制の強化

下水道施設は防災対策（耐震化）を実施済みですが、今後整備する施設についても耐震化を進めます。また、実働的な危機管理対策マニュアルと事業継続計画（BCP）を策定・充実化し、応急活動体制及び、各関係機関との連携体制を強化します。

5) 資源循環の促進と健全な環境の保全・創出

下水道汚泥の緑農地利用に向け、発生する汚泥量と汚泥成分を把握することにより、利用方法（供給方法）を検討し、農業関係者や関係機関との調整を進めるとともに、将来の施設更新も見据え、エネルギーの節約・回収・代替に関する調査に取り組みます。

また、「化学物質管理計画」に基づき、指定化学物質などの環境への排出抑制に努めます。

6) 健全な下水道運営

包括的民間委託を含む民間活力の積極的な活用や、中・長期財政見通しに基づく事業の平準化などにより、経営の効率化と計画的かつ重点的な事業展開を進めます。

(環境対策)

1) 地域で取り組む地球環境の保全

- ①現在策定中の「岩内町地球温暖化対策実行計画」に基づき、具体的施策を講じるとともに、低炭素型ライフスタイルの定着に向けた普及啓発を推進し、省エネルギーシステムの導入支援等を検討します。
- ②海岸漂着物等の円滑な処理を行います。

2) 自然との共生を基本とした環境の保全

- ①優れた自然環境と森林の保全、自然とのふれ合いの場と機会の確保に努めるとともに、「岩内町水資源保全条例」に基づき、水資源の保全を推進します。
- ②野生鳥獣の適正な保護管理と、ペットの適正飼育・終生飼育の啓発に取り組めます。

3) 環境に配慮する人づくりの推進

環境教育の推進、環境にやさしいライフスタイルの定着への取組、さわやかクリーンアップ運動や運上屋川クリーン作戦などの民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働の取組を推進します。

(ごみ対策)

1) 岩内地方清掃センターの計画的な経常補修と施設補修工事

岩内地方清掃センターに係る各種機械消耗品等の経常補修や、焼却炉耐火物等の補修工事等については、岩内地方衛生組合及び関係町村と協議しながら、計画的に更新を進めます。

2) ごみの発生・排出抑制の取組

3Rを推進するための廃棄物の排出抑制・リサイクルの体制整備を進めるほか、紙リサイクル、レジ袋削減、事業系ごみの減量と資源化などの各種事業に取り組むとともに、町内巡視や岩内警察署との連携等による不法投棄対策に取り組みます。また、町民・事業者等と連携しながら食品ロスの削減に取り組みます。

3) ごみ収集体制の見直し

ごみ処理費用を低減させるため、燃やせないごみの収集回数の見直しなどの検討を進めます。

4) 災害廃棄物処理計画の策定

発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物の発生量、仮置場の選定、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理した「岩内町災害廃棄物処理計画」を策定します。

(火葬場)

霊苑に係る各種消耗品の経常補修や、火葬炉耐火物等の補修工事等について計画的に更新を進めます。

(公営住宅)

- 1) 老朽化住宅について、令和4年度までに用途廃止予定団地（南栄・西相生・東相生・高台）33世帯の住替えをし、順次除却を進め用途廃止を行います。
- 2) 耐火構造の町営住宅は、長期利用を図るため「岩内町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住替事業及び計画的な公募の受け皿として活用します。
- 3) 地域住民や入居者同士が、相互に健康づくりや生きがいを持てる生活環境の整備に努めます。
- 4) 計画的な修繕・改善による町営住宅等の供給と良質なストック形成
「岩内町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、点検事業・計画修繕・改善事業については、住棟の整備水準や劣化などの状況を適切に把握し、ライフサイクルコストを考慮しながら効果的・効率的に実施します。

(耐震化の促進)

1) 民間建築物の耐震化促進

- ①耐震化に係わる相談体制の整備、啓発のため、平成23年度より耐震診断・改修等に係わる相談窓口を設置し、地震防災に対する意識の啓発・情報発信、技術者への情報提供を図っています。
- ②耐震診断・耐震改修の促進には、住宅や建築物の所有者が、地域防災の観点から自らの問題として取り組むことが大切です。このため、町では、平成23年度より戸建木造住宅の無料耐震診断を実施しています。
また、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された住宅は、建築後、少なくとも40年以上が経過し、住宅自体の老朽化も進んでいることから、改修費用が高額となり耐震改修に至らないケースも多くみられます。
こうしたことから、住宅の建替の促進や老朽化した住宅の除却の促進に向けた取組の検討を行います。
- ③耐震化を担う人材育成・技術力向上のため、耐震診断・改修技術講習会などの情報提供、道及び北海道建築士会との連携を図ります。

2) 公共施設の耐震化促進

町有公共建築物については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら耐震性の無いものは現在の建物状況や将来的な利用方針を見定め、必要性が高いと判断された建築物は耐震化に向けた検討を行います。

(消防・救急体制)

1) 消防団員数の維持・確保

岩内消防団の定員数は75名ですが、現在は67名と定員数に達しておらず、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、定員数の維持、確保に向けた取組を進めます。

2) 消防団の装備の充実

多種多様化する災害に対応するため、消防団の装備の充実に向けた取組を進めます。

3) 機能的かつオーバースペックとならない車両設計

規模や環境が類似した市町村の消防機関が設計した車両を参考に、実状にあった更新事業の取組を進めます。

4) 消防署の装備の充実

- ①消火活動中に狭い空間でも容易に活動可能な消防ホースの整備、また熱暴露をする体表面積を極力減らし、活動中の受傷防止を図ります。
- ②火災時の室内温度を可視化することにより、フラッシュオーバー及びバックドラフト現象を未然に防ぎ、活動中の二次災害の防止を図ります。

5) 消防水利の維持管理

火災に対応するため町内の消防水利施設の維持管理を図ると共に、地下配管の交換を実施します。

6) 高度な救急サービス維持のための救急救命士の育成と採用

消防署の救急救命士は13名、うち現場での特定行為を実施できる全条件を満たす救急救命士が6名であり、研修が未終了の救急救命士が7名です。今後中間層の救命士が救急出動に従事できなくなることも予想されることから、有資格者が減少となり高度な救急サービスの提供維持が困難とならぬよう、継続した研修受講により特定行為を実施できる救急救命士の育成を進めます。

7) 出場件数の増加と困難症例に対する対応

北海道横断自動車道（余市一共和間）や、北海道新幹線（新函館北斗－札幌間）の開通に伴い、交通量、観光客及びインバウンドの増加等による大規模事故等の発生が予想されることから、装備の更新を進めます。

8) 外国語コミュニケーション力の向上

インバウンドの増加により、外国語での対応が必要とされる事案の増加が予想され、ボイストラ等のアプリ及び多言語通訳サービスを有効活用すると共に、多種多様化する災害現場では、これらの使用が困難になることも予想されることから、職員の語学力の向上を図ります。

9) 火災のないまちづくり

近年、技術の高度化する建築物、施設等及び既存する対象物の規制業務を遂行して、町民が安心して生活できる町づくりを目指します。

10) 冬季山岳救助活動資機材の整備

近年、増加する冬山登山者やバックカントリースキーヤーの遭難及び生き埋め等による捜索救助活動が予想されることから、資機材の整備を進めます。

(防災・危機管理)

1) 各防災計画の改訂・防災訓練の充実

関連法の改正や北海道地域防災計画の修正等に応じた各計画の改訂の実施、また関係機関等とも連携した防災訓練の定期的な実施により、災害対応の充実を図ります。

2) 住民の防災意識の向上

防災ハンドブック等を使用し、分かりやすい住民向け研修会を定期的を開催し、住民の防災意識の向上を図ります。

3) 高齢者・障がい者等への支援対策の充実

町内会・自治会、また社会福祉施設等との高齢者・障がい者等への支援対策の理解を深め、連携の強化を図ります。

4) 感染症対策の充実

避難所における感染症対策用の備蓄品の配備点検、避難所要員への定期的な訓練を実施し、より確実な災害時における感染症対策を図ります。

5) 冬季避難ルートの確保

除雪、排雪を徹底し、冬季における避難ルートの確保を図ります。

6) 泊発電所の安全確保

泊発電所の安全確保を北海道電力株式会社に強く求めるとともに、国及び道に対して、監視体制の強化・充実を求めます。

7) 防災行政無線の適切な管理

防災行政無線の保守点検業務、また各戸に設置している受信機の電波受信状況の確認等により、災害時の情報発信機能を維持します。

8) 防災備蓄品の充実

防災備蓄品の使用期限等の適切な管理や、災害時に確保が可能な品目以外の備蓄の検討、備蓄量の見直し、冬季も含めた様々な被災状況を想定した分散備蓄の検討を進めます。

(生活安全)

1) 交通安全対策

地域住民や関係機関が一体となった啓発運動、交通安全への取組を実施します。

- ①交通安全推進のための運動等の実施
- ②高齢者ドライバーへの交通安全の啓発

2) 防犯対策

地域住民や関係機関が一体となった啓発運動、犯罪が発生しにくいまちづくりのための取組を実施します。

- ・地域防犯力の向上

3) 空き家・空き地の適正管理と利活用

管理不全な空き家・空き地の所有者に対し、適正な管理を促すとともに、利活用を促進することで地域資源として有効活用を図ります。また、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす危険な空き家については、関係法令に基づく措置の実施に向けた検討を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	重要給水施設配水管耐震化事業	町	
		基幹水道構造物耐震化事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	町	
		(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	旧衛生処理施設除却事業	一部事務組合
	(4)火葬場		霊苑改修事業	町
		(5)消防施設	消防車両更新事業	一部事務組合
	消防職員装備事業		一部事務組合	
	消防団員装備事業		一部事務組合	
	消防水利維持管理事業		一部事務組合	
	消防活動資機整備事業		一部事務組合	
	(6)公営住宅	町営住宅整備事業	町	
		町営住宅長寿命化事業	町	
		町営住宅用途廃止事業	町	

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>(7)過疎地域持続的発展 特別事業</p> <p>環境</p> <p>防災・防犯</p>	<p>資源リサイクルセンター利活用対策事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>リサイクルセンターの運営に係る負担金</p> <p>〈必要性〉</p> <p>ごみの減量化と資源化を基本とした3R運動を進め、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため</p> <p>〈効果〉</p> <p>ごみの減量化・資源化の推進と自然環境の保全</p> <p>防犯街路灯補助整備事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>街路灯の設置もしくは維持する団体に対する補助</p> <p>(設置費：1灯につき工事費の3分の2以内（LED灯は4分の3以内）限度額30,000円（LED灯は35,000円）</p> <p>電灯料：60%以内)</p> <p>〈必要性〉</p> <p>夜間における治安の維持及び交通の安全を図るため</p> <p>〈効果〉</p> <p>住民生活の安全・安心の基盤となる生活環境の整備促進</p>	<p>一部事務組合</p> <p>町</p>	

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8)その他	災害時対応備品購入事業	町	
		防災マップ更新事業	町	
		町営住宅長寿命化計画 推進事業	町	
		住生活基本計画推進事業	町	
		耐震改修促進計画推進 事業	町	
		空き家等対策計画推進 事業	町	
		要配慮者避難支援事業	町	
		浄水場等機械・電気設 備更新計画策定事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(子育て環境の確保)

本町における15歳未満の児童数は減少傾向が続いており、国勢調査でみると、昭和60年の4,294人（総人口の20.6%）に対し、平成27年では1,367人（総人口の10.5%）と、この30年間で約7割が減少（▲2,927人）し、少子化が確実に進んでいる状況にあります。

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境は著しく変化しており、妊娠や出産、子育てに対する不安を軽減するための支援の充実など、子どもを安心して産み育てられる環境の整備が求められています。

また、育児家庭が様々な世代層に分布しており、身近で育児相談ができずに子どもの病気や特性に悩んだり、自責の念を抱くなど、精神不安や情緒不安定に陥る家庭が多い状態にあると一般的に言われていることから、育児家庭が育児における課題で孤立しないよう、気軽に相談・心のケア・各種支援を利用できる体制を構築する必要があります。

本町では、令和元年6月より、保健センターに母子健康包括支援センターを開設し、総合的支援の拠点施設として、保健師、栄養士による切れ目のない支援を展開することに加え、助産師による妊娠中の身体の変化や出産後の育児などに関する教室や希望者には家庭訪問による妊産婦の心身のケアや育児サポートを行うなど、妊娠から子育てに必要な情報提供、助言及び保健指導を行っています。

さらには、老朽化が進んでいる東山保育所及び中央保育所については、統合することとし、新たな保育所及び地域子育て支援センターの建設を進めており、引き続き保護者等のニーズを勘案した新たなサービスを検討していく必要があります。

(高齢者の保健・福祉)

高齢化や核家族化の進展とともに、本町においても一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者などが増加傾向にあります。また、認知症の恐れのある高齢者の在宅生活や身体機能が低下した高齢者が多くなっており、家族介護力も低下しています。令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）となる「超高齢社会」を見据え、地域包括ケアシステムを確立し、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防などの様々なサービスを切れ目なく利用できる地域社会の実現」に向け、社会全体で高齢者を支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

重点的な取組としては、「在宅医療・介護連携の推進」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」、「地域ケア会議の推進」、「町独自の生活支援サービスの充実」などであり、これらを具体的に実現していくためには、地域包括支援センターの一層の機能強化が重要となります。

また、社会福祉協議会、介護サービス事業者などの関係機関との密接な連携や、民生委員、町内会、ボランティア団体などへの活動支援等を通じ、高齢者を取り巻く地域課題を共有・明確化しながら、社会全体で高齢者を支え合う基盤整備を着実に進めていきます。

●資料-14 老齢人口の推移（国勢調査）

(単位：人)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
60歳以上	3,630	4,062	4,611	5,058	5,346	5,624	5,526
65歳以上	2,494	2,761	3,253	3,698	4,159	4,384	4,408
独居者	455	557	695	761	982	1,097	1,178

資料：国勢調査

（障がい者（児）福祉）

本町の障がい者数（障害者手帳の所持者）は、令和2年3月末現在で947人（身体679人、知的184人、精神84人）で、人口の7.8%となっています。障がいの原因は、先天的な障がいより、交通事故や病気の後遺症などの後天的な障がいが多くを占めており、近年では関節症を原因とする肢体障害や、がんを原因とする内臓機能障害など加齢に伴う障がいの発生が増加しております。

障がい者に対する福祉対策については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給といったサービスの提供のほか、相談支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業などの地域生活支援事業を実施しています。

今後も、地域生活支援事業の拡充を含め、希望するすべての障がい者が必要とする福祉サービスの充実に努めるとともに、自立支援できる地域づくりを進める必要があります。

（健康の保持・増進）

健康を維持するための方策として、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた健康づくりの推進が不可欠であることから、町民一人一人が健康に対する関心を持つとともに、様々な症状や悩みに対して、適切な対応を図ることが求められています。

後期高齢者に対しては、継続して歯科健康診査を実施するほか、高齢者用の質問票を用いた問診を実施のうえ、特性を踏まえた健康状態を把握し、個人に応じた保健指導や生活機能の向上を目指す支援を行っていく必要があります。

また、特定健康診査や保健指導、各種がん検診の結果によって、自らの健康状態を把握することは、生活習慣病の発症や重症化を防ぐ第一歩であることから、町民へ受診の定着化や動機付けを図ることが重要となっています。

同様に、乳幼児から成人の各種の感染症や、高齢者が罹患すると重症化を招きやすいインフルエンザや肺炎について、予防接種の実施による発症・重症化防止が求められています。

(2) その対策

(子育て環境の確保)

1) 母子の健康増進

家族や地域の協力のもと、子育てに必要な母親の心身の健康の保持や子どもの健やかな成長の促進を図ります。

- ①周産期の不安を軽減するための支援
- ②育児不安を軽減するための支援
- ③子どもの成長に合わせた支援
- ④子どものかかりやすい病気の予防
- ⑤乳幼児からの食育に関する支援

2) 子育て支援の推進

子どものいる世帯が孤立し、育児の不安感がストレスとなって蓄積される悪循環を招かないよう、周囲との関わりや様々な交流機会への参加を促します。

また、町の子育て支援を担っていく基幹的機能を備えた新たな保育所の整備や保育士の労働環境も考慮しながら、保育士資格のない方も保育に関わることができるよう、研修参加を推進し補助者の育成を図ります。

- ①幼児教育・保育施策の確保と充実
- ②遊びや交流の場の確保
- ③悩みや楽しみを共感し合える仲間づくり
- ④民間事業や関係機関等との連携
- ⑤子育て世帯への相談・支援体制の充実
- ⑥新たな保育所の整備

新たな保育所は、町の子育て支援を担っていく基幹的機能を備えた施設として、令和5年度の開設を目指し整備を進めます。また、子育て中の親子が気軽に集い、子育てが孤立化することのないよう相互交流や情報提供、育児相談などを実施する地域子育て支援センターを併設します。

⑦保育所の環境整備

町立保育所に対する様々な保育ニーズの高まりの中、保育士の労働環境も考慮しながら、保育所環境の充実を図るとともに、保育士資格のない方も保育に関わることができるよう、研修参加を推進し補助者の育成を図ります。

⑧安全安心な学童保育所の運営

学童保育所については、今後の学校施設整備を見据えた計画的な施設整備の検討と、支援員の適正配置による安全安心な施設運営体制の充実を図ります。

3) 次世代の親の育成

命の尊さや人の痛みを共有し合える心を育み、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解することの大切さを学ぶため、地域とのふれあいの場や知識等の習得の機会を創出します。

- ①世代間交流の場の創出
- ②発達段階に応じた子育てや家事についての知識、技術の習得に向けた支援
- ③子育てに生きがいや喜びを感じられる環境づくり

4) 子どもの安全確保と事故防止

事故や犯罪から子どもを守るため、社会全体の共通認識のもと、関係機関や各種団体とも連携を図りながら、子どもの安全が確保できる環境づくりを進めます。

- ①家庭内外での事故予防と対処法の普及
- ②地域住民による見守り意識の高揚と保護活動への協力
- ③事故や犯罪から身を守る力をつけるための支援

5) 親子が利用しやすい生活環境の整備

受動喫煙防止対策の推進や生活空間の段差解消など、地域において親子が利用しやすく、快適な住生活を営むための環境整備に努めます。

- ①公共の場の屋外を含めた禁煙化
- ②公共施設のバリアフリーの推進
- ③子育て世帯が安心して利用できる生活環境設備の整備

6) 支援を必要とする子どもや親への取組

支援を必要とする子どもや親に対する取組については、包括的教育（インクルージョン）の考え方も参考にしながら地域特性に応じた展開を図ることとし、特に児童虐待については、地域的な見守りの中で予防に努めます。

- ①支援を必要とする子どもへの支援施策の充実
支援を要する子どもについて、専門家などによる講座の開催や相談体制の整備、支援施設の見学などを行い、地域住民も一体となって、保護者を支援し子どもたちを見守り育てる環境づくりを推進します。
- ②児童への関心と児童の変化への気づきによる児童虐待の予防
- ③虐待児童の迅速な保護

7) ひとり親家庭の自立支援の充実

各種支援制度の周知徹底を図るとともに、児童相談所、民生委員、児童委員など関係機関等との連携を密にしながら相談、指導に努めます。

- ①子育て・生活・就労・経済的自立に対する支援
- ②親同士の交流促進と孤立防止
- ③相談窓口の設置と指導体制の充実

8) 妊娠・出産を望む世帯への経済的負担の軽減

安心して妊娠・出産に関する健診が受けられるよう、助成金による健診費用や交通費の支援を行います。

9) 妊産婦の不安や悩みに関する相談や情報発信による支援

子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができるよう、専門職による体制及び情報発信のための環境整備を図ります。

10) 子どもの養育・保護に対する支援

保護者の疾病等により、家庭において子どもを養育・保護することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、子ども及びその家庭の福祉の向上を図ります。

(高齢者の保健・福祉)

1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護の資源把握や医療・介護関係者の情報共有支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修などに取り組んでいきます。

2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

長くなる高齢期をより充実したものにするためには、健康寿命延伸への取組が必要となるため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していくための枠組みを構築した上で、当町の実情に応じた効果的な事業展開を検討します。

3) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが運営する「地域ケア会議」では、主に役場長寿介護課、地域包括支援センター、医療・介護の専門職等により、個別課題の解決や地域の課題解決力の向上などに取り組んでいきます。

4) 町独自の生活支援サービスの充実

地域支援事業の介護予防事業や、町独自の生活支援サービス等を実施し、心身の状態の改善と生活機能の維持・向上を図り、在宅生活を送るための支援の充実に努めます。

(障がい者(児)福祉)

1) 地域における生活支援の充実

地域における相談支援体制の充実、健康管理の支援、人権侵害や虐待の防止など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるような支援体制づくりに取り組みます。

- ①相談専門員等の活用と周知
- ②健康相談、保健指導の充実
- ③権利擁護と虐待防止
- ④地域生活支援拠点等の整備

2) 自立と社会参加の促進

障がいの早期発見、早期療育の充実に努めるとともに、教育的支援や就労支援等の充実により自立と社会参加を促進します。

- ①養育相談、支援体制の充実
- ②教育的支援の推進
- ③就労の場の確保と支援
- ④社会参加のための移動支援
- ⑤意思・疎通支援

3) 共に支え合うまちづくり

障がいに対する理解普及の推進、公共施設等での段差解消などの環境整備の推進、災害情報の確実な伝達など、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- ①地域理解の向上のための啓発活動の推進
- ②地域交流の場の促進
- ③生活環境の整備推進
- ④非常時における災害情報の確実な伝達、避難誘導など生活安全対策の推進

(健康の保持・増進)

1) 健康寿命延伸プランの策定

誰もが長く元気に活躍できるよう、健康に関する正しい知識の普及と、個々の特性に合わせた健康づくりの方策や、計画的な取組を実践することにより、健康寿命の延伸を図ります。

2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の虚弱（フレイル）を防止する観点から、個別的な支援や通いの場への積極的な関与を実施することで、元気で住み続けられる地域の実現を目指します。

3) 特定健康診査などの受診促進

生活習慣病の発症予防及び重症化予防による医療費の低減を目指すため、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を図ります。

4) 疾病の予防や早期発見による健康の増進

各種がん検診や予防接種の実施により、感染防止や重症化予防の啓発に努めることで、健康に対する意識の向上を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所兼地域子育て支 援センター整備事業	町	
		西保育所遊具整備事業	町	
		東山保育所除却事業	町	
		中央保育所除却事業	町	
		学童保育所整備事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 その他	高齢者福祉支援事業	町	
		地域福祉推進事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 高齢者・ 障害者福祉	地域福祉推進事業	町	
〈事業内容〉 ・福祉バス運行事業及び敬 老会開催に係る経費 ・福祉灯油助成事業の実施 ・岩内町社会福祉協議会の 運営に係る補助金				

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>〈必要性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体等の活動支援及び多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し長寿を祝うため。 ・冬期暖房に必要な灯油の一部を助成し、低所得者世帯の福祉の向上を図るため。 <p>〈効果〉</p> <p>地域福祉の向上及び増進</p> <p>高齢者福祉支援事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>移送、訪問給食、生活支援指導等各種サービスの実施</p> <p>〈必要性〉</p> <p>高齢者が安全で安心な生活を送れるよう、在宅生活支援の充実を図るため</p> <p>〈効果〉</p> <p>高齢者福祉サービスの充実</p> <p>地域活動支援センター運営事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>地域活動支援センターの運営に係る補助金</p> <p>〈必要性〉</p> <p>障がい者等の地域で自立した日常生活及び社会生活を実現させるために必要な支援であるため。</p>	町	
			団体	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

(医療対策)

本町の医療施設は、令和3年において病院1か所、診療所9か所、歯科診療所7か所が開設されています。

救急医療については、岩内協会病院が「二次救急医療機関」に認定され、24時間365日の救急搬送患者の受入体制を整備しているとともに、地元医師会が比較的軽症な救急患者の対応にあたる「初期救急医療機関」として、休日における「在宅当番医制」を実施しています。

こうした中、岩内協会病院においては、新たな常勤医師の確保が困難な状況となっているため、非常勤医師の配置などにより医業費用の増加していることに伴い、病院経営が逼迫していることから、北海道や周辺町村、岩内古宇郡医師会等と連携を図り、常勤医師の定着に向けた対策を講じることが必要となっています。

また、近隣町村で唯一分娩可能な医療機関である倶知安厚生病院においては、妊産婦である町民の不安を解消し、安心して地域で子どもを産む環境を整備するため、産婦人科医を確保する必要があるとともに、施設全体の老朽化が進んでいることから、改修へ向けた支援を実施する必要があります。

(2) その対策

(医療対策)

1) 岩内協会病院の医師確保

岩内協会病院における診療体制を維持するため、周辺町村と連携しながら北海道等の関係機関へ、医師確保に関する要望を必要に応じて実施します。

2) 岩内協会病院における救急・小児医療等の不採算部門への支援

岩内地域の基幹病院である、岩内協会病院の24時間救急や小児医療体制を維持するため、周辺町村と連携しながら支援を実施します。

3) 病院群輪番制及び在宅当番医制度の維持

医師会や各医療機関などとの連携により、休日及び夜間における入院治療が必要である重症救急患者への二次救急医療を確保します。

4) 俱知安厚生病院の産婦人科医確保対策への支援

後志管内における出産可能な医療機関を維持するため、俱知安厚生病院にて従事する産婦人科医の確保について、関係町村と連携しながら支援を行います。

5) 俱知安厚生病院の改築費用への支援

後志圏域各自治体との協力体制により、俱知安厚生病院の施設及び設備の充実に向けた支援を実施します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	俱知安厚生病院第2期 整備事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業 民間病院	地域医療対策事業 〈事業内容〉 医師確保対策及び休日・夜 間診療対策等の実施 〈必要性〉 地域における医療施設や常 勤医師が慢性的に不足する 中、住民ニーズに対応し得る 医療体制の確保を図るため 〈効果〉 地域医療体制の確保・充実	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(学校教育)

近年の少子高齢化や人口減少、人工知能、IoT等の先端技術の高度化、グローバル化の進展など、社会の変化は加速度を増し、教育を取り巻く環境は複雑で予測困難な時代となっております。

本町においても、小中一貫教育の推進や、施設一体型義務教育学校導入に向けた協議・検討を行うなど、地域の実情に応じた取組が必要となります。

また、学校の施設面においては老朽化が進行し、児童生徒が安全・安心な施設環境で快適に学ぶことができる学校づくりを推進するため、計画的な改修が必要となっております。

幼児教育については、幼児教育の充実を維持するため、私立幼稚園への財政支援を継続して行う必要があります。

また、幼稚園や保育所と小学校が連携を図り、義務教育の場である小学校へ円滑に移行できるよう配慮が求められており、さらに、幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な教育的支援を行う必要があることから、関係機関と連携を図りながら、早期での支援体制や保護者との教育相談の充実を図ることが必要となっております。

小中学校の教育については、児童生徒一人一人を大切にする教育を基本に、社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開く資質・能力を育成するとともに、学ぶことの楽しさや達成感の体験ができ、思考力・判断力・表現力を高める教育課程の充実や、学習指導要領に沿った工夫が必要となります。

町内の小中学校は全て、昭和47年から昭和54年の期間で建設された後、大規模改修や耐震改修等を実施し、安全安心の向上に努めてきました。しかしながら、現在は老朽化の進行により、一斉に更新時期を迎えています。

こうしたことから、児童生徒の学びや生活の場、教職員の働く場として、また、地域における生涯学習やコミュニティ活動の拠点としての環境整備を早期に実現する必要があることに加え、改正された学習指導要領に対応するため、プログラミング教育や外国語教育の充実などを基本とした質的整備が課題となっております。

今後は安全安心、さらには快適性を確保した中で、教育内容や教育方法の変化などに対して、長期にわたり柔軟に対応することが可能となる高機能かつ多機能な学習環境の構築について検討しなければなりません。

不登校については、在籍児童生徒数に占める割合が、ここ数年増加傾向にあり、その要因や背景は本人・家庭・学校等に起因し、多様・複雑化しております。学校生活を送るうえで、様々な不安や問題を軽減・解消するため、家庭への支援も含めた心のケアなどの対応ができる体制を充実する必要があります。

また、本町をはじめ、全道的な中学校卒業生の減少により、各地で学校の再編整備

等が進められているところであり、地域の高等学校教育への影響が懸念されます。

道立岩内高等学校は、普通科の単位制導入や道立共和高校の募集停止等、これ今までも増して、岩宇地域唯一の高等学校として非常に重要な役割を担います。

こうしたことから、地域で生徒に負担なく高等学校教育を受けられる環境を創出し、保護者の負担を増加させないためにも、高等学校教育の場の確保及び充実に向け、北海道教育委員会へ働きかけていくことが必要となっています。

さらに、ふるさとに誇りを持ち、岩内町で活躍したいという機運を醸成するため、ふるさと教育の促進を図るとともに、岩宇地区唯一の高等学校である岩内高等学校への支援を講じる必要があります。

●資料-15 小中学校学級数、児童・生徒数の推移

(単位：学級、人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
小学校	学級	(6) 27	(8) 27	(9) 25	(8) 25	(8) 24	(7) 24	(7) 22	(7) 20	(8) 21	(8) 19	(7) 19	(7) 20	(6) 17
	児童	744	721	699	675	631	580	540	520	536	541	524	509	474
中学校	学級	(5) 13	(6) 12	(6) 12	(3) 12	(3) 12	(4) 12	(6) 12	(6) 12	(4) 12	(2) 11	(4) 10	(4) 9	(5) 10
	生徒	449	419	393	348	330	334	355	332	301	260	249	242	249
合計	学級	(11) 40	(14) 39	(15) 37	(11) 37	(11) 36	(11) 36	(13) 34	(13) 32	(12) 33	(10) 30	(11) 29	(11) 29	(11) 27
	児童 生徒	1,193	1,140	1,092	1,023	961	914	895	852	837	801	773	751	723

資料：文部科学省「学校基本調査」

注)1 ()内は特別支援学級外数

2 各年とも5月1日現在

（社会教育・青少年）

少子化や核家族化などによる社会の変化は、子どもたちの生活体験や自然体験の機会を減少させ、社会性の未発達やコミュニケーション不足による人間関係の希薄化をもたらしています。

また、スマートフォンやゲーム機の急激な普及、高度化により、SNS等によるトラブルが急増しているなど、青少年を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした、子どもたちや青少年を巡る課題に対応するためには、学校のみならず、家庭や地域の果たす役割が大きく、家庭や地域の教育力を一層高めていくことが重要となっています。

生涯学習への意欲や関心が高まる中で、多様なニーズに応じた学習を継続して行うことができる環境が求められており、あらゆる年齢層に応じた学習環境を充実させていく必要があります。

また、高齢化の進展を踏まえ、今後、ますます、高齢者が地域活性化の担い手となる状況が想定されることから、学びの成果を生かす機会の確保など、さらなる活動意欲を高めるための取組が必要となっています。

（スポーツ）

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができるスポーツ環境の充実が求められています。

そのため、ライフステージに応じて安心して地域でスポーツ活動に取り組んでいくためには、ニーズに応じた指導者の養成や資質向上が望まれているとともに、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツに関する様々な情報提供を行っていく必要があります。

(2) その対策

(学校教育)

1) 幼児教育

- ①町内の幼児教育を担う私立幼稚園に対し、継続的な支援を行い、幼児教育の充実を図ります。
- ②幼稚園や保育所と小学校が連携を図り、義務教育の場である小学校へ円滑に移行できるよう取り組みを進めます。

2) 小・中学校教育

①長期的な展望も含めた町の教育ビジョンの形成

児童生徒が自ら学ぶ意欲や思考力、判断力などの資質を育成する教育及び地域における生涯学習や、コミュニティ活動の拠点として活用される学校施設の実現に向けた取り組みを進めます。

②小中9年間を通じた系統的な指導を目指す教育の展開

異校種・異学年交流や教職員の連携、教育カリキュラムの編成などを強化し、児童生徒の発達に即した教育を円滑に実施することが可能な学校環境の実現に向けた取り組みを進めます。

③児童生徒一人一人の発達に応じたきめ細かな教育支援

(1)高度情報化社会を生きていくすべての児童生徒に個別最適な創造性を育む学びと協働的な学びを実現するため、一人一台端末のICT環境を整備するための取り組みを進めます。

(2)児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、学習支援員、外国語指導助手及び情報教育支援員などの配置により、児童生徒の学力定着・向上及びグローバル教育の推進と教職員の事務負担の軽減を図り、関係機関とも連携し、効果的な学習活動や校内体制の構築を進めます。

④不登校未然防止を含めた学校生活支援体制の充実

学校生活等での不安を相談できるスクールカウンセラーや、児童生徒及び保護者の問題解決のために、家庭を支援・指導するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が心身ともに充実した学校生活を送ることができるよう校内体制の充実を図ります。

⑤不登校児童生徒への学習機会の保障

様々な理由により学校に通うことができず不登校となる児童生徒に対し、ICT機器の活用や教育支援教室の設置などを行い、教育機会を確保する取組を推進します。

⑥教職員の校務にかかる事務負担の軽減を図る取り組みの展開

教職員の事務負担を軽減させ、子どもたち一人一人と触れ合う時間や指導力向上の時間を充実させることにより、個々の特性に応じた指導の充実を図るよう取り進めます。

3) 特別支援教育

①特別支援教育の充実

特別支援教育の指導内容や指導方法を研究し、障がいの程度により個に応じた適切な教育と支援のための体制整備を図ります。

4) 高等学校教育

①岩内高等学校との連携・支援

地元で高等学校教育を受けられる環境づくりを推進します。また、地元の高等学校である岩内高等学校において、生徒が学習や部活動などの充実した学校生活を送ることができるよう支援します。

(社会教育・青少年)

1) 家庭教育力の向上

社会や家庭環境の変化に伴う家庭の教育力向上のため、家庭教育の学習機会の確保と情報の提供に努めるとともに、安心して子育てに取り組むことのできる支援体制の充実を図ります。

2) 青少年教育の充実

青少年を育むネットワークの確立と、心の教育や体験的な学習活動機会を充実させることにより、ふるさと岩内の郷土愛を育むとともに青少年教育環境の整備を図ります。

3) 成人・高齢者教育の充実

時代の変化や新たな課題に対応した学習機会の提供や指導者の育成を図ります。

4) 地域活動を担う人材の育成

地域活動やボランティア活動などの活性化を図る機会をつくり、地域づくりの担い手となる人材の育成に取り組みます。

(スポーツ)

1) スポーツ・レクリエーションの振興

①各年齢層において、誰もが楽しみながら健康を高めるスポーツ活動の推進とスポーツ関係団体との協力による各種大会の開催を図ります。

②地域のスポーツを担うスポーツ推進委員やスポーツ関連団体との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の充実及び情報発信に努めるとともに、スポーツ少年団の育成・強化を図ります。

③安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設の充実に努めます。

2) 社会教育施設の整備・運営

社会教育・スポーツ活動の基盤となる施設整備と、住民との協働により利便機能高め、効率性を重視した運営に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	町	
		義務教育学校検討事業	町	
	教職員住宅	教員住宅改修事業	町	
		教員住宅除却事業	町	
	その他	情報教育推進事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	体育施設	町民プール改修事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	生涯学習・スポーツ	青少年健全育成事業 〈事業内容〉 ジュニア上越の船事業等、 青少年活動に対する補助及び 青少年スポーツ・文化教室の 開催に係る経費 〈必要性〉 青少年を育むネットワーク の確立など。青少年教育環境 の整備を図るため 〈効果〉 青少年教育の充実	町	

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>町民生涯学習事業 〈事業内容〉 社会教育指導員の設置及び 大学公開講座等の実施 〈必要性〉 生涯学習への意欲や関心が 高まる中、多様なニーズに応 じた学習を継続して行い、あ らゆる年齢層に応じた学習環 境を充実させていく必要があ る 〈効果〉 生きがいを見出すことので きる生涯学習環境の充実</p>	町	
		<p>スポーツ活動推進事業 〈事業内容〉 スポーツ関係団体への補助 〈必要性〉 健やかで生きがいのある生 活を送るためには、健康の維 持増進、体力の向上が必要で あり、すべての住民が年齢や 体力に応じてスポーツをでき る環境整備が求められている 〈効果〉 自然と地域を活かし、健康 で活気ある生涯を築くスポー ツ活動の推進</p>	町	

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) その他	家庭教育事業	町	
		幼保小連携事業	町	
		特定教育・保育施設等 給付事業	町	
		小中学校教育推進事業	町	
		特別支援教育推進事業	町	
		学習活動推進人材配置 事業	町	
		教育支援教室運営事業	町	
		学校生活支援体制推進 事業	町	
		岩内高校就学等支援事業	町	
		奨学金貸付事業	町	
		ふるさと教育事業	町	
		読書活動推進事業	町	
		社会教育総務管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

(土地利用計画)

本町の行政面積 7,060ha のうち都市地域（都市計画区域）は 2,596ha で約 36.8% を占め、都市地域外の区域は海岸沿いの地区を除くと全て国有林であり、西部及び南部はニセコ・積丹・小樽海岸国定公園の自然公園地域に指定されています。

また、岩内都市計画区域としては、共和町の都市計画区域 740ha と一体的に形成されています。

本町の用途地域は 566ha で、用途地域の外側は山岳部を除くと全て農業振興地域になっており、用途地域から 1 km～2 km 圏外の地域は、農用地から除外された区域もしくは地域森林計画対象民有林であり、円山地区の森林公園から岩内岳にかけては一部保安林に指定されています。

用途地域は旧岩内駅を中心としてほぼ 2 km 圏内に同心円的に広がっており、住居系が 372ha で全体の 65.7%、商業系が 44ha で全体の 7.8%、工業系が 150ha で全体の 26.5% を占めています。

周辺自治体（ニセコ圏）の海外資本進出や、北海道横断自動車道の延伸および北海道新幹線による広域アクセスの向上など、今後の環境変化も想定しコンパクトな市街地形成の利点を活かした秩序ある土地利用が望まれます。

町では平成 17 年に、都市計画の基本的な方針「岩内町都市計画マスタープラン」を計画期間 20 年として策定しましたが、公共施設の再編やインフラ整備、人口減少や少子高齢化など、町を取り巻く様々な状況が変化してきており、平成 27 年に都市計画マスタープランの見直しを行いました。

見直しを行った都市計画マスタープランにおいては、土地利用における主要な課題点を以下の 5 点に整理し、今後の方向性を示しています。

- ①人口減少に対応した都市空間形成
- ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成
- ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成
- ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成
- ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成

(2) その対策

(土地利用計画)

1) 中心拠点

公的サービス・商業・文化など基幹的な都市機能施設の集積を図るとともに、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような、景観に配慮した魅力的で賑わいのある市街地空間を創出し、観光拠点としての機能を充実します。特に道の駅周辺においては、高度な土地利用の誘導を図ります。

2) 港ふれあい・観光物流拠点ゾーン

岩内港を含めた臨海地区の良好な機能維持と中心拠点への連動性確保による関連業者等の工場や事業所の操業環境の向上と都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の共存を図ります。

3) 生活拠点ゾーン

商業・行政サービス等の生活利便性を維持・確保するとともに、都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の向上を図ります。

4) 生活・自然共生ゾーン

新旧住宅地の快適な居住環境の確保と自然環境の調和を図り、良好な共存空間化に努めます。

5) 農業・自然共生ゾーン

無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保や緑豊かな環境の保全に努めます。

6) リゾート拠点ゾーン

環境との調和を図りながら、地域経済の活性化につながる企業等の立地誘導を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3)その他	都市計画管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

(芸術・文化活動)

生きがいや心の豊かさをもたらす芸術・文化活動の推進については、文化センターを中心に、木田金次郎美術館や郷土館などを会場として、個性と創造性にあふれる活動が行われています。

今後においても、地域の歴史と伝統が培った芸術・文化が、更に地域に根ざすためにも、文化・芸術活動団体への支援や、優れた文化・芸術を鑑賞する機会を提供するなど、後継者となる若者を中心に幅広く活動が展開される環境づくりが求められています。

文化財保護については、郷土の文化遺産を身近なものとして郷土意識を高めるため、郷土学習の充実と、町指定文化財の保存と活用を図るなど、継承していく取組が必要となっています。

(2) その対策

(芸術・文化活動)

1) 芸術・文化活動の振興

心を豊かにするための優れた芸術鑑賞の提供や、文化センター、木田金次郎美術館や郷土館などを活用した住民の芸術・文化活動を展開するとともに、文化団体やサークル活動を支援します。

2) 文化財の保護及び活用

先人が残した貴重な有形・無形文化財の後世への継承を図ります。

3) 社会教育施設の整備・運営

社会教育・文化活動の基盤となる施設整備と、住民との協働により利便機能を高め、効率性を重視した運営に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	木田金次郎美術館駐車場舗装改修事業	町	
		木田金次郎美術館空調設備改修事業	町	
	(3)その他	文化センター管理運営事業	町	
		自主文化事業	町	
		文化財保護事業	町	
		美術館管理運営事業	町	
		郷土館管理運営事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

(再生可能エネルギー)

「エネルギー基本計画」に基づき、持続的・自律的なエネルギー供給を目指し、エネルギーミックスの確実な実現を推進する中で、環境負荷を低減し、脱炭素社会を構築するためにも、再生可能エネルギーの普及を目指す必要があります。

「再エネ海域利用法」に基づき、岩宇・南後志沿岸地域の広域連携による洋上風力発電の導入を推進しています。町としても引き続き広域連携による「促進区域」の指定に向けて国・北海道への情報提供を継続すると共に、地域の利害関係者の理解促進を図る必要があります。

エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民の理解促進を図るため、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用可能性調査を実施し、経済的・社会的・環境的にもメリットのある安定的で適切なエネルギー需要構造のバランスを構築する必要があります。

(2) その対策

(再生可能エネルギー)

1) 岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進協議会への参画

国が策定したエネルギー基本計画に基づき、持続的・自立的なエネルギー供給を目指し、エネルギーミックスの確実な実現を推進する中で、環境負荷を低減し、脱炭素社会を構築するためにも、再生可能エネルギーの普及を目指します。

2) エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の活用

「再エネ海域利用法」に基づき、岩宇・南後志沿岸地域の広域連携による洋上風力発電の導入を推進し、「促進区域」の指定に向けて国・北海道への情報提供を継続すると共に、地域の利害関係者の理解促進を図ります。

3) 円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査事業

エネルギー構造の高度化に向けた地域住民への理解促進を図り、経済的・社会的・環境的にもメリットのある安定的で適切なエネルギー需給構造の構築を目指します。

4) 民間再生可能エネルギー事業者との連携

地域資源として賦存する太陽光、風力、小水力等の多様な再生可能エネルギーの活用と地域住民への理解促進を図り、民間企業と連携した再生可能エネルギーの活用を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(3) その他	岩宇・南後志地区洋上 風力発電導入推進事業 円山リゾートエリア再 生可能エネルギー転換 促進調査事業	協議会 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(協働のまちづくり)

町が協働によるまちづくりを進めていくうえで、地域住民が協働のパートナーとして町政に積極的に参加していけるような体制づくりが必要です。

そのためにも、地域活動の担い手である町内会・自治会・NPO等の組織強化などにより地域力を高める取組や、住民と行政が情報を共有するための公文書の適正管理と情報公開の推進などを今後も継続していく必要があります。

(男女共同参画社会の推進)

女性を取り巻く労働環境は、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの整備により改善するよう図られております。

家事、子育て、介護などが女性だけに負担が大きくなることのないよう、職場全体での取組や、子育て環境の充実など、男女がともに安心して働けるサポート体制を構築する必要があります。

このため、町では男女共同参画の目的や理念などのさらなる啓蒙活動に努め、町内事業所や町民の方々に男女平等参画を一層理解していただいたうえで、地域における男女平等参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組んでいきます。

(2) その対策

(協働のまちづくり)

1) 自主的な住民活動への支援や連携

町内会・自治会・NPOなど地域活動団体の組織強化を図ります。

①町職員の入会及び地域活動への積極的な参加奨励

②地域活動に共通の目的をもつ個人、団体とのマッチング支援

2) 公文書の適正管理

ファイリングシステムによる情報公開の推進を図ります。

①ファイリングルールの徹底

②公文書の適正保存及び保存期間の遵守

③文書管理システム活用による情報公開の推進

3) 情報公開制度の活用

行政活動の透明性の向上を目指し、情報公開制度の活用と適切な運用に努めます。

- ・情報公開制度の周知

(男女共同参画社会の推進)

1) 女性公職者の割合拡大

2) まちの男女共同参画に係る情報提供の実施

3) 男女平等参画計画策定に向けた調査・研究

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	—	文書管理事業 社会保障・税番号制度事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します